

地域福祉計画に係る評価報告書

資料A-1

1-1 住民参加と協働の里づくり

(1) 地域福祉の醸成

① 福祉教育の推進

項目	内容	H24 実施状況・評価
地域福祉推進期間の設定	・町民が地域の実情を知り、福祉ニーズを解決するため、地域福祉の推進に積極的に参加をする機会を確保するため、地域福祉の推進期間の設定について推進します。	・地域福祉推進月間中、邑南町総合福祉大会開催時に、民生児童委員PRチラシを作成し、気軽に相談をしていただけるように、名簿を印刷し配布した。
各福祉週間の充実	・町民の福祉意識の醸成を図るため、障がい者週間、老人週間などの福祉週間中に、関係機関や地域、団体等で理解を深める活動を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉週間 5月5日～5月11日 ・赤十字運動推進月間 5月1日～5月31日 ・民生委員・児童委員の日 5月12日 ・民生委員・児童委員強化活動週間 5月12日～5月18日 ・障害者雇用支援月間 9月1日～9月30日 ・発達障害者福祉月間 9月1日～9月30日 ・老人福祉週間 9月15日～9月21日 ・精神保健福祉普及週間 10月24日～10月30日 ・子ども・若者育成支援強調月間 11月1日～11月30日 ・児童虐待防止推進月間 11月1日～11月30日 ・介護の日 11月11日 ・女性に対する暴力をなくす運動 11月12日～11月25日 ・障害者週間 12月3日～12月9日 ・人権週間 12月4日～12月10日 ・邑南町地域福祉推進月間 11月11日～12月10日 ・「民生委員・児童委員の日」を知らせる懸垂幕を1ヶ月間役場庁舎に表示した。 ・民生児童委員協議会では、「民生委員・児童委員強化活動週間」にあわせて、CATVにより活動状況の周知を行った。また、花の種を各戸に配布し活動のPRを行った。
連携のとれた福祉教育の推進	・社会福祉協議会で福祉教育推進連絡協議会を定期的に開催し、各関係機関で連携のとれた福祉教育の推進を支援します。	・各学校と個別に連絡を行っている。平成24年度は「あいサポーター運動」を展開し8団体・受講者数22人に行った。
社会福祉協議会が行う福祉教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・学童・生徒を対象にしたサマーボランティアスクールや福祉講座（手話・点字・疑似体験）を支援します。 ・福祉文集「ふれあい」の発行を通して福祉教育を進めることを支援します。 ・高齢者・障がい者ボランティア養成講座の開催を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内3中学校、9小学校、福祉施設等の協力を得てサマーボランティアスクールを夏休み期間中に開催した。（施設体験型・講座型）講座型については盲導犬及び盲導犬を実際に使ってもらえる方を招いた。参加者の興味が強く盛り上がった。また教育委員会と協働でサマーボランティアリーダー研修を開催した。（災害体験型） ・福祉講座は学校よりの要請に応じて随時対応している。（高齢者の特徴や介護保険制度・疑似体験等） ・廃刊 ・特に今年度講座を開催していない。
保育所、学校等が行う福祉教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・老人施設や養護学校との交流を通して高齢者や障がい者の理解の促進を図れるよう支援します。 ・地域の高齢者との交流を通して文化の伝承や地域の理解の促進を支援します。 ・福祉体験教室（疑似体験、手話等）を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町社協では、福祉体験教室の開催等、学校からの要請に応じて随時対応している。（あいサポーター研修、疑似体験等々） ・ボランティアの派遣（障害施設の祭りのスタッフや敬老会への演奏スタッフなど）
生涯学習課・公民館が行う福祉教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者教室や、世代間交流の学習を通して、高齢者の知恵や技の伝承の場づくりを支援します。 ・健康増進事業の推進（スポーツ大会、スポーツ講習会）の開催により健康増進の普及を協働して実施します。 ・邑南町食育推進計画の策定により食育の推進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館が主催するお月見会、七夕会、餅つき会、お茶会などの世代間交流を通して、高齢者の知恵や技を次世代に語り継ぐ機会を設けることができた。 ・認知症予防教室等の参加者が合同で千羽鶴を折り、公連協主催の平和学習「歩こう広島まで」の一行に託し原爆の子の像に納めてもらった。（市木、日貴、四つ葉、岩屋ほか） ・毎月第4土曜日をウォーキングの日とし、一番手軽に取り組みやすいウォーキングをみなさんに体験してもらい、ウォーキング人口を増やすことを目的に開催。保健課と生涯学習課（公民館）が共同実施しており、連携も深まり、参加者数が増加している。 ・生涯学習課主催のツーデイズウォークを今年度は瑞穂地域（市木）で行った。保健課も協力し、歴史探訪と健康づくり両面からウォーキングを楽しんでいた。 ・中野高齢者体育大会では、中野の65歳以上が110名参加し、石見東小学校のボランティアの手伝いにより親睦を深めながら楽しい時間を過ごした。 ・公民館における高齢者を対象とした3B体操、グラウンドゴルフ、フラダンスなど楽しく体を動かす教室を通して健康づくりを図った。 ・公民館におけるコーラス教室やリフレッシュ講座など歌や音楽を通して健康づくりを図った。 ・高齢者を対象とした教室や、ふるさと探検隊、中野探検隊、布施ときどきチャレンジなどの世代間交流事業を通して、糞細工、魚釣り、郷土料理など高齢者の知恵や技を伝える機会を設けた。 ・高齢者の健康と生きがいづくり推進事業では、全公民館で、健康づくり、文化伝承、世代間交流などの介護予防、健康教育を実施した。また、公民館主事と福祉課、保健課が定期的に会議を開催し介護予防と公民館活動の横断的な連携づくりに努めた。 ・2月24日に開催する「おおなんドリーム学びのつどい」において、12公民館が一室に会し、食育講演会やお正月料理をテーマに食の大切さを学ぶ。 ・1年12ヶ月を12館巡回ウォーキング大会を開催するとともに、市木地域の見所を2日間歩くツーデイズウォークを開催（台風の影響で1日となった）し、歴史探訪と健康づくりの両面からウォーキングを楽しんだ。 ・四季折々の自然観察会や山登り、森林浴などの機会を設け高齢者の健康増進を図った。 ・健康づくりの一環として、公民館と保健課が連携を図り、各地域においてウォーキング大会を毎月1回開催。40人～90人の参加があり、健康増進と健康に対する意識啓発に効果を上げている。また、日頃からできる手軽な運動としてのウォーキングも普及している。
自治会、地区社協などの地域が行う福祉教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会や地区社協等が福祉活動・教育を推進できるよう支援します。 ・地域で介護予防が推進できる環境づくりを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・11地区社協に福祉活動、福祉教育（福祉学習）の実践を要請した。（活動費の助成） ・いきいきサロンでの福祉教育として社協からスタッフを派遣して講演を行った。 ・介護予防計画を策定し推進している。

②人権教育の推進

連携のとれた人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> •ひとを尊重する心を育むために、各関係機関が連携のとれた人権教育が推進できるよう努めます。 •各学校でふるさと教育、ボランティア学習を通して心の育成と一人ひとりを大切に学習活動の実践を推進します。 •人権、同和問題に対する理解を深める学習の推進、人権週間・旬間における人権意識の高揚を学校・家庭・地域・職域等と連携して推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> •学校・公民館との連携により人権・同和教育の推進を図った。 •全小・中学校で実施した。地域コーディネーターや公民館などと連携して、総合的な学習の時間、生活科、特別活動などの時間を活用して、地域で学び、地域を学ぶ学習を展開し、児童生徒の学習意欲の向上、思考力・判断力・表現力の向上、そしてふるさとへの愛着を深めることにつながった。 •また、地域の人との出会い・ふれあいを通して、豊かな心の育成、人のために活動しようとする心の醸成につながっている。 •公民館における講座の開催、PTAの研修会の開催、邑南町人権・同和教育推進協議会での研修会の開催、人権週間における人権講演会の開催、みんなで学ぶ人権講演会への参加により推進した。 •中野、賀茂の春市に盲導犬コーナーを設けた。
---------------	---	---

③心の教育の推進

地域が行う心の教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> •自治会等で、子どもたちや高齢者などの世代間交流を通して心の育成を図れるよう支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> •公民館では、自治会等からの相談に応じて支援している。
--------------	--	---

(2) 地区・団体活動の促進

①健康づくり活動への促進

基本的な生活習慣の推進	<ul style="list-style-type: none"> •生活習慣の基本は家庭にあるため、まずは家庭で取り組むことができるようなテーマを決め、関係各課・公民館・社会福祉協議会等が連携して生活習慣の推進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> •子どもの頃からの基本的な生活習慣を確立するために、子どもを迎えるまでの妊娠期間では両親学級、乳幼児期には健診や教室を保育所や関係課、関係機関と行っている。小学校以降は学校の中でテーマを設けながら、PTAや子どもたち主体の活動へも展開している。 •医療機関や保育所・小中学校などの関係機関と毎年歯科保健検診会を開催し、家庭・保育所・学校・地域がライフステージを通じた取り組みを継続していけるよう連携を図っている。
住民が主体の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> •自治会等で地域の住民が主体となって「いきいきサロン」など小地域の活動の開催を支援し、介護予防の推進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> •地域運動教室・ささあいきミニサービス・認知症予防教室・いきいきサロン等の健康づくり・介護予防の教室を自治会や公民館単位、あるいはそれよりもっと身近な場において計画的に立ち上げ、活動を支援している。また、それに合わせて、健康づくりボランティアである健康サポートリーダーの養成を継続しており、それぞれが自分の活動しやすい事業に協力している。公民館や自治会と連携を図りながら、各地域における住民主体の健康づくり・介護予防の体制づくりが進みつつある。今後は、自治会を母体として、より主体的な活動に結びつくよう、若い年代の方の参画を促し、体制づくりをしていく必要がある。
公民館単位での健康づくり活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> •公民館を拠点とし身近な場所で健康づくり活動を推進します。 •体制の充実として送迎など交通手段の確保に努め、定期的に事業評価や内容の見直しを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> •全公民館において健康づくり、介護予防を目的とした「高齢者の健康と生きがいづくり事業」を実施している。 •上記事業については、運転手賃金も予算化されており、送迎を行うことで、より多くの方に参加していただける体制づくりをしている。 •計画的（年5回）に公民館主事会において、事業の進捗状況を確認している。また年度末には、当該年度事業の評価を行い、より効果的な事業展開ができるようにしている。

②世代間交流の推進

ふれあいサロンの推進	<ul style="list-style-type: none"> •社会福祉協議会及び地区社協が中心となり小地域での世代間交流が促進できるよう支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> •11地区社協に自治会エリアでの世帯間・世代間交流としてふれあいサロンの開催を要請している。（12月末実績67開催・延べ1,854人参加）また、全地区社協が歳末ふれあい餅つき交流会をおこなった。
------------	--	---

③地区・団体活動の促進

集落(班)・自治会の地区活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> •各自治会で「夢づくりプラン」の策定に取り組み、住民自らが地域の課題を発見し、解決できる地域づくりを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> •夢づくりプラン策定…井原地区自治会 •推進事業実施…御嶽山自治会、四つ葉自治会 •住民自治の気運は高まりつつある。今後も引き続き説明会等の開催を検討したい。
各団体の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> •老人クラブ、障がい者団体や母子会等の各種団体の自主的な活動が継続できるよう支援に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> •自主的な活動が継続できるよう、補助金の交付や社会参加促進事業の委託等により支援している。 •邑南町老人クラブ連合会、邑南町手をつなぐ育成会、邑智部ふれあいの会の事務局を担当(社協)

④ボランティア活動・NPO活動、企業ボランティアの促進

ボランティア活動への参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> •ボランティアへの参加が少ない青・壮年層を中心にボランティア活動についての情報を提供し、参加する機会を提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> •11月第2土曜日を「邑南町ボランティアの日」とし、H23年度より各地区社協単位での開催を呼びかけ環境美化ボランティア活動を行った。また公民館との連携を強化した結果、家族単位での参加や参加人員の増加につながった。(社協) •広報「おおなん社協」及びホームページでボランティア情報を発信。(社協) •高齢者の社会参加による介護予防を目的に介護支援ボランティア活動「きらり おおなんいきいき活動事業」(町委託事業)を実施。 •公民館と社協の共催で、小学5・6年生を対象にサマーボランティアリーダー研修を久喜林間学舎で開催し、被災地での避難所疑似体験を味わった。 •歳末に社協、公民館合同でふれあい餅つき交流会を開催した。 •子ども会と公民館合同での空き缶拾い(4月、出羽) •布施地区銭宝の里クリーン作戦(8月、3月)実施。
一般企業等のボランティア活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> •地域の見守りや高齢者・障がい者の生活を支えるため、郵便局や農協、商店で行われている見守りや声かけの継続とともに、新たに一般企業で取り組みができるよう啓発を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> •障害者の就労について理解・協力・支援を要請するとともに併せて実施している。また個別に相談に応じ就労についても通勤バスの時間調整等を関係当局に要請した。
ボランティア団体の横の連携	<ul style="list-style-type: none"> •社会福祉協議会のボランティアセンターで、ボランティアに関する相談、総合調整・情報提供をしながら、ボランティア活動の推進を図ります。 •既存のボランティアグループの活動が活性化できるよう支援に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> •邑南町ボランティアセンターで、相談、調整、情報提供を実施している。特に福祉施設などがボランティアが必要な場合調整連絡を行った。 •邑南町ボランティアセンターで活動費を助成。(1月末締め切り受付中) •島根県ボランティアセンターと連携して邑南町社会福祉協議会のホームページ等で助成情報を随時提供している。
NPO法人の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> •NPO法人の立ち上げの支援及び活動の促進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> •NPO法人の立ち上げの支援及び活動の促進を図ります。

⑤地域のネットワークづくり

公民館の活用	・各地域の公民館が中心となり地域のネットワークづくりを進めます。	公民館、自治会、地区社協の3団体の連絡会を開き「銀山まつり」等連携行事を開催（出羽）。 地区社協、公民館共催事業、餅つき交流会（口羽、高原、市木、井原、中野、日貴など） 冬季オリンピック（布施）グラウンドゴルフ大会（田所）福祉セミナー（田所）福祉大会（高原）通学合宿（口羽、瑞穂・高原・石見東・日和など） 社協、公連協共催事業小学校5、6年生リーダー研修（久喜林間学舎）
地域リーダーの育成の推進	・各機関・団体・組織（自治会・地区社協・公民館等）等が中心となり地域福祉・地域づくり活動を推進する地域リーダー（ファシリテーター）の育成が図れるよう努めます。	・地域課題解決にむけての取組みや学習成果を語り合う集い「おおなんドリーム学びのつどい」を毎年開催している。今年度は「食育」をテーマに2月24日に開催する、併せて食育についての地域リーダー養成を図る。 ・6月8～9日ファシリテーター養成講座を開催し、新たに8名が加わり町内のファシリテーターは11名となった。（元気館）

1-2 利用者の個性と権利を大切にすまちづくり

(1) サービス利用者の権利擁護の推進

①権利擁護事業の普及促進

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の普及・促進	・判断能力が不十分となった人に対して、社会福祉協議会が配置する生活支援員が意思表示の援助や代弁、日常的な金銭管理等の援助を行うとともに情報提供に努め利用の促進を図ります。	・4月より「邑南町権利擁護センター」を開設。平成25年度より邑南町が日常生活自立支援事業の実施主体となる。件数の増減はないが次年度の受任体制を現在構築している。
成年後見制度の普及・促進	・判断能力が不十分な人たちの財産管理や身上監護について、代理権を与えられた成年後見人等が本人を保護する成年後見制度の広報及び普及、利用の促進を図ります。 ・社会福祉協議会が法人後見人となり、後見受任します。	・今年度、権利擁護センターを開設した。開設に伴い社協広報で制度の説明を行った。 ・利用者の相談には権利擁護センターと連携し申立てを行った。 ・4月より「邑南町権利擁護センター」を開設。浜田成年後見センターを経由して受任している。 ・今年度7件の受任から転居による減が1件、新規受任が5件、現在法人後見として11件受任している。
民生委員・児童委員による情報提供	・民生委員が地域住民の生活実態を把握し要保護者の自立と支援のために身近な相談役として各種情報の提供に努めます。	・高齢者、障がい者で支援を要する世帯に、民生委員が権利擁護のための情報提供を年間を通じておこなった。

②苦情解決事業の充実

サービス事業者が行う苦情解決	・介護・福祉サービス提供事業者が、利用者等の苦情に対して相談窓口を設置し、苦情や不満の解決を図るよう支援します。 ・第三者評価による情報の公開を進めます。	・介護・福祉サービス提供事業者が利用者等の苦情に対して相談窓口を設置しており苦情や不満の解決に努めている。 ・島根県運営適正化委員会主催の第三者委員、苦情解決責任者、苦情解決受付担当者及び福祉関係者を対象とした「福祉サービス苦情解決研修会」に介護相談員、地域包括職員で参加。苦情（サービスの質）の考え方について学ぶ。「第三者評価委員会は法人ごとだが、地域全体であった方が質の向上につながるが今のやり方では自己防衛でしかない。」と講師先生の意見もあり、今後は邑南町全体で質の向上につながるような仕組みづくりが必要である。
介護相談員派遣事業の実施	・介護保険サービスの利用者とその家族に対して、サービスを利用する上で生じた疑問や不満などの苦情に至るまでの相談に応じ、サービス提供事業者との間に入り解決にあたります。	・2名の新規相談員が加わり現在、9人の介護相談員が介護保険サービス事業所を定期的に訪問し利用者とは話をしながら相談にのっている。介護相談員が事業者と利用者のパイプ役となり、サービス利用がスムーズに行われている。 ・介護相談員と事業所、地域包括支援センターと三者での連絡会を年1回開催し、苦情に至る前の段階で解決できるよう利用者とは面談した状況など情報交換を行っている。

(2) 要支援者への対応の推進

①虐待や暴力を防止する対策の推進

高齢者、障がい者	・高齢者虐待の対応には、介護者・家族の支援も必要であるため、「邑南町高齢者虐待対応マニュアル」により、高齢者虐待対応ネットワーク会議で解決策を検討し対応にあたります。	・高齢者虐待防止対策推進会議を実施し、事例から対策の検討を行っている。 ・高齢者虐待が疑われる相談には、関係者で速やかに対応を行っている。
児童、女性に対する虐待・暴力の防止	・児童虐待を発見し、早期解決を図るため、発見や通報には「児童家庭相談援助指針」に基づき「邑南町要保護児童地域対策協議会」と連携して迅速に対応します。 ・DV防止法の理解を促進するために意識啓発・広報を行います。 ・女性相談センターと連携し相談体制の整備に努めます。 ・必要に応じて警察の立入調査の援助を要請します。	・福祉課を窓口の実務者会議を2か月に1回開催するなど組織的に早期発見、情報収集等に取り組んでいる。また、庁内LANを活用した実務者のみがケース記録等を閲覧・書き込みのできる文書フォルダの作成により最新情報の把握に努めている。 ・町民課と連携し男女共同参画をテーマとした料理教室や男女共同参画かるたを活用した学習機会を設けた。（日貴） ・県から送付されたパンフレットを窓口や各公民館へ配布して啓発に取り組んでいる。 ・東部に女性センター、西部にあすてらす女性相談室があり、相談体制は整っている。窓口で相談があれば必要に応じて相談センター等へ連絡し対応する。 ・上位法に基づき、必要が生じた場合、警察と連携を図り対応する

②社会的孤立者対策の推進

経済的自立のための支援策の推進	・資産・能力のある人については、その資産の活用と自立した生活を営むための就労に向けた支援を行います。 ・経済的支援を必要とする人には、自立した生活の維持ができるよう「生活福祉資金」の活用を紹介します。 ・低所得であるために介護サービス等の利用が困難な世帯については、制度上で可能な減免措置を講じ必要なサービスの利用を促進します。	・個別に相談に応じアドバイスをを行っている。 ・「生活福祉資金」申請事務を実施している。「民生融金」の貸付を行っている。 ・窓口、訪問対応や介護支援専門員、施設等と連携し、低所得であるために介護サービス等の利用が困難な世帯について、社会福祉法人等利用者負担減免制度及び介護保険利用者負担減免制度により、低所得者への支援を行っている。
高齢者の閉じこもりやひきこもり等の対策の充実	・高齢者の閉じこもり・うつ傾向によるひきこもりには、地域における見守りネットワークを構築し、本人や家族を支援します。 ・民生委員や保健師による定期的な訪問を実施し、適切な情報の把握と必要なサービスの提供に努めます。 ・医療等が必要な場合には、保健師により受診勧奨をすることにより状態の改善を勧めます。	・認知症予防講演会を矢上、日貴、日羽の3館合同で開催した。 ・高齢者の閉じこもり防止対策として、高齢者の健康と生きがいづくり推進事業により公民館まつり、地域巡り、カルチャーバスなどの際の送迎バスを運行し参加を促している。 ・地域ささえあいミニデイサービスを高齢者の身近な集落単位で実施し、社会参加や交流の機会や場を提供している。現在3ヶ所であり、活動グループの立ち上げや活動支援を行なう。 ・今年度も引き続き、地域毎の民生委員会に出席し、その地域で閉じこもり・認知機能低下の心配のある方等の情報を出し合い、民生委員と連携し訪問したり必要なサービスにつなげるなど早期に支援していくよう努めている。 ・今年度は、認知症対策のひとつとして、基本チェックリストと合わせて実施した「もの忘れチェックリスト」から、認知機能低下の疑いのある方を在宅保健師が訪問し、医療が必要かどうか、何らかのサービスにつなぐ必要があるか等の状況確認を行なった。来年度も、認知機能低下の疑いのある方に合わせて、基本チェックリストの未返信の方への訪問も行なっていく方向である。

③潜在的な要支援者の把握の推進

各種機関・人的ネットワークによる要支援者の把握	<ul style="list-style-type: none"> 社会的孤立など、福祉サービスの利用に結びつきにくい事例等には、関係機関、民生委員を中心とした地域のネットワークを活用し情報とニーズの把握に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員や地区社協との連携をもち個別の事例に関しては必要に応じて解決に向けて会議等を行っている。(社協) 福祉票の整理に取り組んだ。福祉票に記載している情報は日々変化するため、定期的な見直しを行う必要があることから、日頃から担当地区内を細やかに巡回訪問を行い、声をかけながら状況調査を実施した。
-------------------------	--	--

1-3 総合的に支える地域の福祉環境づくり

(1) 情報提供・相談対応の充実

①情報提供の充実

地域の民生委員・児童委員による情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員は、地域の実情を把握し、相談に応じて必要なサービスに関する情報提供や専門機関の紹介をします。 世帯票の作成を行い、各種サービスの情報を必要とする人に対して適切な相談にあたります。 	<ul style="list-style-type: none"> 民生児童委員協議会に設置した専門部会(総務企画、地域福祉、児童福祉)ごとに専門的な外部研修に参加し、相談時の迅速な対応が図れるよう努めた。 主任児童民生委員の方と福祉課児童福祉係の意見交換会を行なった。 地域福祉係が整備した「要援護者台帳」を基に民生委員が福祉票の整理を行い、要援護者の把握を行った。
子育て等に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 児童問題に関する情報提供は、関係各課、教育委員会及び学校・保育所で行います。 育児についての相談は、地域子育て支援センターが行っており、子育てサロンなどを通して情報提供をします。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉審議会等を通じて次世代育成支援行動計画に基づき教育委員会、保健課、福祉課が同じ認識のもとに情報提供ができるよう取り組んでいる。 地域子育て支援センターは東光保育所、東保育所で運営し、定期的な子育てサロンも開催している。社会福祉協議会も独自に子育てサロンを開催して支援センターのフォローをしている。
ボランティアに関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動を推進するため、社会福祉協議会のボランティアセンターが各種ボランティア団体等の情報を提供し、活動の紹介と町民の参加を促進できるよう支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア団体の名簿と活動をファイル化している。ボランティアセンターで必要なボランティア情報を把握し、個々の団体に発信している。
職業や技能を活用するための情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が有する知恵や技術を地域において役立てるための情報をシルバー人材センターが提供し、参加を促進します。 障がい者の社会復帰を促進するため、公共職業安定所と連携して、職業に関する情報を紹介します。 	<ul style="list-style-type: none"> シルバー人材センター登録者数111人(男90・女21)随時相談や登録に応じている。高齢者や障害者の個別ニーズに対して、シルバー人材や相談事業で対応している。 学校支援地域本部事業により、羽須美、石見、瑞穂の3地域に各1名の地域コーディネーターを公民館に配置し、高齢者がこれまで培ってきた知恵や技術を学校支援という形で役立てる体制の強化及び地域ボランティアの養成に努めた。 障害者の職場実習や企業就労を促進するため、雇用促進連絡会を開催した。 障がい者の社会復帰を促進するため、相談支援事業所、公共職業安定所、その他支援機関と連携して就労の実現に努めた。 雇用の相談があった場合は、ハローワークや福祉施設と連携し、情報を共有している。(社協)

②相談対応の充実

在宅療養・介護を支える相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> 在宅療養や介護を支えるために医療機関において、医療・介護、福祉サービス等の相談に応じる窓口の充実を努めます。 福祉課、保健課、社会福祉協議会のネットワーク化を充実し迅速な相談対応を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、3地域(羽須美地域・中野地区・市木地区)において、「地域サービス調整会議」という形で、その地域の開業医を囲んで、介護保険事業所スタッフ・福祉課(包括)・保健課等で、医療機関と連携を密にした地域の高齢者を支える体制づくりについて協議する場として開催している。1月末現在で、羽須美地域は3回、中野・市木地区はそれぞれ1回開催した。 年2回の介護予防計画内連絡調整会議や、2ヶ月に1回の社協・包括業務調整会議の中で、お互いの事業についての情報交換や、地域を支えるネットワークの充実に向けての協議を行なっている。今後も各関係課・関係機関と連携を密にして迅速な対応をしていきたい。
日常生活を支える相談体制	<ul style="list-style-type: none"> 地域での相談に民生委員・児童委員が対応します。 社会福祉協議会に総合相談センターを設置し、一般相談、出張相談、心配ごと相談、行政相談、教育相談、女性相談、法律相談等を行います。 町民課では、人権擁護委員による人権相談日を設けるほか、消費者問題についての相談にあたります。 	<ul style="list-style-type: none"> 民児協石見支部が地区会に併せて開催した「心配ごと相談」に多数の相談があった。CATVで案内しているため地区外からの相談がある。 県外研修を実施し、取り組んでいる課題や問題点について意見交換を行い、情報収集や知識の習得を行った。 島根県が実施している出前講座等を活用して、定例会で研修を開催している。 法律相談を年6回、教育相談を年2回、女性相談を年2回開設するとともに、毎日相談等(よろず相談)を町社協で実施している。 各地域毎に年4回人権相談所を開設している。 無料法律相談所の開設日の広報(川本・浜田) 消費者問題研修会開催 1回(各地域で開催) 出前講座開催 3回開催
高齢者に関する相談体制	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者に関する相談には、相談内容によって素早く問題の解決ができるよう地域包括支援センターにより各種専門機関のネットワーク化に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 総合相談に対応するため関係機関が情報交換をしながらネットワーク体制を整え、迅速な対応をしていく必要がある。福祉課、支所、包括では体制ができていますが、社協や事業所、民生委員とはネットワークでの繋がりはない。個別のケースを通じての対応からネットワーク化に努める。
障がいのある人の相談対応	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者相談員及び知的障害者相談員が本人や家族の相談に応じます。 障がい者の地域生活を支えるため、相談支援事業者が関係機関との連絡調整、権利擁護などの相談に応じます。 障がい者福祉施策は複雑であるため、それぞれの福祉ニーズに対応するため、関係各課で連携して相談にあたります。 	<ul style="list-style-type: none"> 権限委譲により町が相談員業務を委託した。 身体障害者相談員 新田守正さん 知的障害者相談員 前田玲子さん 相談支援事業者として緑風園・サートステーションおりーぶ・ハートフルみずほが様々な相談に対応している。 町社協では、「邑南町手をつなぐ育成会・邑智郡ふれあいの会」等の事務局を担当しているため知的障害者よりの相談が多く随時対応している。また、邑南町権利擁護センターを設立し後見業務を行うことや同事業に関する相談に広く応じている。相談支援事業者との連携・情報交換についても綿密に行っている。 障害福祉サービス利用の際は「サービス利用計画」の提出を求められることとなり、障害者は相談支援事業所、障害児は相談支援事業所または保健師・教育、保育機関と連携して計画作成に取り組んでいる。 地域自立支援協議会に連携の窓口を設け調整している。 判断が難しいケースについては、随時会議を開き協議をしている。

児童に関する相談対応	<ul style="list-style-type: none"> 地域における児童の問題等の相談には、児童委員と主任児童委員が対応します。 学校においてはスクールカウンセラーを配置し、養護教員、担任等が相談に対応していますが、関係機関との連携が図れるよう支援します。 通級指導教室において発達障がい等の相談に応じます。 社会福祉協議会では、教育相談を定期的を開催します。 	<ul style="list-style-type: none"> 主任児童委員の位置づけと役割が理解され、情報交換や連携が図れるよう児童福祉係との連絡会を開催した。 町内小中学校へ出向いて、現在の状況について先生方との意見交換を行った。また、県立矢上高校へも出かけて意見交換を行った。 民児協定例研修会で児童福祉部会が担当し、県内での学校の状況や食の大切さについて研修した。 島根県スクールカウンセラー活用事業により各中学校に68時間スクールカウンセラーを配置した。校区内の小学校へ必要に応じて派遣を行い小中学校間の連携を図った。また、県の配置時間内では対応しきれない場合を考慮し、町単で時間外（賃金）の予算措置を行った ただけのこ学級（町教育支援センター）との連携に努め、不登校児童生徒やその保護者へのカウンセリングや学級内のコミュニケーションづくりに関するスキル学習など、児童生徒の支援を行った。 児童生徒の困難に応じた支援を実施するとともに、就学前児童を含めた保護者の相談に応じている 通級指導教室を中心とした合同相談会を実施し、支援が必要な児童生徒及びその保護者、教員等の相談に対応している 瑞穂小学校通級指導教室、関係機関（小・中学校）の協力を得て教育相談を年2回開催。個別のケースについても随時対応している。
母子家庭等に関する相談対応	<ul style="list-style-type: none"> 福祉事務所配置されている母子自立相談員が母子家庭等の生活一般の相談、就業に関する相談にあたります。 	<ul style="list-style-type: none"> 邑南町無利職業紹介所の出張相談等に対応している。また、母子家庭等就業相談でも県母子会の就業相談員と共に対応している。

③地域で各種情報を収集する環境の充実

地域における多面的（制度横断的）な情報収集のための学習活動	<ul style="list-style-type: none"> 医療・介護・福祉・保健サービス、育児、虐待防止、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度、消費者問題など、町民に身近で多面的・横断的な学習を公民館で実施します。 集落、自治会、地区社協、老人クラブ等の学習活動に出前講座等を活用して支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 町民大学で邑智病院石原医院長を講師に医療についての講演会、青少年育成邑南町民会議では香川大学の清國祐二教授を講師に講演会と地域をあげて子育てに取り組む4つの事例発表を行った。 集落、自治会、地区社協、老人クラブ等の学習活動に出前講座等を活用し、支援している。 福祉セミナー（田所）福祉大会（高原）を開催。 社協、地域のボランティアと公民館が連携し通学合宿（羽羽、瑞穂・高原・石見東・日和など）を開催。
FTTHを活用した情報環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> FTTHの整備が計画されていることから、その機能を活用して医療・福祉・介護等の生活情報の充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> FTTHを活用した「高齢者見守りテレビ」は、H24年度末で65世帯利用されている、離れて暮らす家族等とのつながりを実感するシステムとして喜ばれている。今後さらに民生児童委員協議会に協力を求め利用促進を図りたい。 公民館とケーブルテレビとの連携によりテレビ番組「伝えたいこの子らに～われらみちばた芸員！～」を放映した。（8月4日～27日）

(2) 保健・医療・福祉の連携

①保健・医療・福祉の連携調整

福祉調整会議の充実	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設等の運営機関で地域福祉等、町の福祉施策の共有と意見交換を行うため、福祉調整室が調整会議を開催します。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者福祉 5月 児童福祉 5月 障害者福祉 6月 医療機関 2月 代表者会議 2月（予定）で実施を行った。
-----------	--	--

②ケアマネジメントの充実

ケアマネジメント研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ケアマネジメントに関わる専門職の面接技術の向上、ケアマネジメント技法の向上を図るため、ケアマネジメント研修会を開催します。 	<ul style="list-style-type: none"> ケアマネジメント研修会 6月14日開催 権利擁護について学び、「邑南町権利擁護センター」の紹介をする。また、ケアマネとして高齢者虐待にどう対応すればよいかDVD鑑賞で学んだ。
事業者連絡会・地域ケア会議等の開催	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターは事業者連絡会や地域ケア会議において、町の施策の情報提供、地域ニーズの把握を通して必要なサービスの開発・研究を行います。 保健・医療・福祉・介護の連携を深めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者連絡会年2回、サービス調整会議を羽須美地域年4回、瑞穂（市木地区）年2回、石見（中野地区）年2回開催した。 サービスの開発・研究については、今後地域ケア会議の開催を検討していく。 定期的な会合を開催しながら連携を深めている。
ケアマネジメントの充実	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障がい者、児童等の分野ごとのケアマネジメント機関の連携を図ります。 ケアマネジメントに関係する専門職の育成と人材の確保を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ケースの状況に応じて関係者がケースカンファレンスを行い、適切なマネジメントを行っている。 介護支援専門員資格や社会福祉主事、社会福祉士の資格取得に努めている。

(3) 自立した生活ができる環境整備の推進

①公益的施設等のバリアフリーの推進と安全性の確保

バリアフリーのまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインに配慮し、公共の建物の新築・改築をバリアフリー化に努めます。 民間の建物のバリアフリー化に対応するために、建築士等と協力して相談窓口の設置を検討します。 住まいづくりアドバイザーの周知・活用を図ります。 高齢者・障がい者に配慮した公営住宅を充実します。 	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリー法や島根県ひとにやさしいまちづくり条例の整備基準に従ってバリアフリー化を進めている。 バリアフリー法の関係から、島根県や県立県土整備事務所の建築部を相談窓口として紹介している。 「長寿社会のすまいづくり」相談員名簿で周知している。 実績なし
バリアフリーの意識啓発と相談対応	<ul style="list-style-type: none"> 町の「バリアフリー条例」の制定を検討します。 介護支援専門員や建築業者を対象としたバリアフリーに関する研修会の開催を図ります。 介護や住宅に関する専門職のネットワーク化を図り「住まいづくり研究会」の設立を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 島根県ひとにやさしいまちづくり条例が制定されている。また、バリアフリーリフォーム助成事業の活用も進みバリアフリー化は定着しつつある。町の「バリアフリー条例」の制定の要否については検討を要すると思われる。 バリアフリーに関する研修会は開催できなかった。 「住まいづくり研究会」の設立は、専門職のネットワークが形成されていないため検討を要す。

②地域の災害・防犯体制の充実

<p>自治会等の地域組織での災害・防犯対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップを作成し、地域で高齢者・障がい者を災害から守るための対応を推進します。 ・防火教室、救急救命講習会の開催を推進します。 ・消費者教育、防犯活動を推進します。 ・子どもを守る地域活動を子供安全センターと連携して推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理課職員による防災に関すること、ハザードマップの見方などの防災に対する啓発活動を行った。 ・個別計画や援護者の取りまとめについては、システムの変更を含め担当課と協議を行っている段階である。 ・防火訓練については各公民館で行っている。防火に関する出前講座は随時開催している。 ・今年度は9名の防災士が誕生し、20名体制となり防火に対しても啓発を行っていく。普通救命講習については防災士向けの救命講習を1回開催した。 ・各種教室等については、出前講座による講座を行った。 ・公民館と自治会合同で防災学習会を開催した。(阿須那、日貴各1回、市木予定各3回) ・担当部局と連携し活動を行っている ・地域安全推進員、少年補導員と連携し、カーロック運動(調査、広報)を実施し、鍵掛けを呼びかけている。 ・町民課と連携し、消費者問題をテーマに出前講座を実施した。 ・詐欺被害を防止するための防犯教室を開催した。(中野) ・子ども安全センターの11支部は、自治会代表はじめ校区内の各種団体代表者等で構成し、支部ごとに青色防犯パトロールや通学路の安全点検、安全教室などを開催し、子どもを守る運動を展開している。
<p>町地域防災計画に基づいた福祉関係機関の連携・対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に基づき、行政、医療、介護・福祉施設等が迅速に対応できるよう、各機関との連携の強化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協と公民館連携で防災学習会(阿須那)、自治会、消防団、公民館連携で地域防災訓練(布施)、自治会、公民館連携で矢上公民館まつりで自衛隊による資機材・車両の展示を行う。 ・島根県と下口羽地区で2回を1セットとした防災講演会及び防災訓練(D I G)を行う。D I G等の防災訓練については、各地区で継続的に開催していく予定である。
<p>福祉施設等の災害対応の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各福祉施設等で作成している防災マニュアルにより避難訓練等が定期的実施されるように徹底を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・四ツ葉の里防災会議に毎年参加している。 ・指定管理団体指導監査の際に実施の確認をしている。 また、夜間災害における職員召集体制、避難誘導について再確認を行う
<p>災害ボランティアの養成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他地域の災害に対して救援活動を実施できるよう、社会福祉協議会において災害ボランティアの養成を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人島根県社会福祉協議会主催の「災害ボランティアコーディネーター養成講座等」を職員が計画的に受講修了している。また、邑南町危機管理課と災害ボランティアに関する会議を行った。

①福祉サービスの充実

項目	内容	H24 実施状況・評価
緊急時体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> 緊急電話利用者への定期的な訪問を行い、緊急時の正しい使い方を指導します。 ケーブルテレビによる見守りテレビの推進をします。 さらに安心・安全な地域づくりをめざし、近隣世帯はもとより、集落福祉委員・郵便局員・ボランティア等色々な立場の方の協力を得て、高齢者世帯を支える体制づくりをすすめます。 	<ul style="list-style-type: none"> 四半期毎に緊急通報装置設置審査会を開催している。申請があつて非該当になった場合も、フォローが必要な方については、民生委員や保健師へつないで、見守りなどを入れていくよう合わせて協議している。また、業者の方でも、年1回定期点検に合わせて、よりわかりやすいパンフレットを用いて正しい使い方についての説明を行っている。 75歳以上の独居が夫婦のみの世帯について、離れて暮らす家族との間で日々の見守りを行っている。3年目となり、高齢者のリモコン操作もかなり慣れてきていると思われる。高齢者のため、施設に入居されたり家族に引き取られたりするケースも多く、H24年12月末で71世帯の加入になっている。募集を定期的に行っているが新規加入者は少ない。今後は加入条件を見直し、より多くの方が加入できるように改正したい。 地域で高齢者を支える体制づくりを進めていく上で、総務課防災担当など他課との連携や、地域の各組織等の協力が不可欠である。今後、地域の要援護者の把握、緊急時の対応のマニュアル化、地域資源マップ作成など、緊急時の対応について引き続き各課・地域と協議を重ね、安心安全な地域づくりを推進していく必要がある。
食の支援	<ul style="list-style-type: none"> バランスのとれた食事の提供とともに安否確認を継続し、自立への方向へ結び付くよう必要なサービス提供ができるよう体制を整えます。 今後、民間サービス等を活用し、365日配食や病態別食事の提供などニーズに応じたサービスの導入を検討します。 町内の関連業者との連携により食材の確保や配達について検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 24年度は要綱を改正し対象者の拡大を図った。介護認定を受けていることで「介護予防型」（社協委託）のサービスを受けられるようになり、月から金まで曜日の選択ができることや安否確認の面からも「介護予防型」の利用を希望される方が増えた。 今年度新規登録者：石27 瑞17 羽20 計64件であった。 利用中の人にアセスメントを行い現状の把握をした。そのうち、介護認定を受けサービス利用がある方に対しては、ケアマネよりその計画書の提出をしてもらった。
自立した生活への支援づくり	<ul style="list-style-type: none"> 身体・精神面で虚弱な人・うつや閉じこもり傾向等生活支援の必要な人に、介護予防の視点で計画を立てサービスを提供していきます。さらに一定の評価を行ない、自立へ向けて支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 認知機能低下の疑いのある方について今年度は、在宅保健師の訪問を行ない、状態に応じて医療や、介護予防事業・一般高齢者施策等へつなげた。 二次予防対象者（運動器・口腔器・栄養状態低下者）は、総合型教室にご案内し、教室開始時のアセスメント表にて介護予防の視点で個別支援計画を立て、各専門スタッフによる自立に向けた指導を行なった。
生活をより行いやすくするための支援	<ul style="list-style-type: none"> 在宅で不要となった福祉用具の有効活用を図り、必要とする方が利用できるような体制整備を行います。 1人暮らしを支える日常生活用具として、引き続き給付を検討します。 1人暮らしの不安を考慮し、食事等をともにし高齢者同士仲間づくりや交流を行うグループリビングもその1つです。既存の施設（くろふりびんぐ）を活用するだけでなく、身近な交流の場として空家の利用や公民館・自治会館などを有効活用し、小グループで互いの生活を支え合う場を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> リサイクルセンター（H21～25年度社協指定管理）で福祉用具を管理し、急病や骨折、入院時、軽度認定者が必要な人に車椅子・特殊寝台・介助バーなどを短期間貸し出ししている。H24.12月現在 41人に有償貸与。 1人暮らしの難聴者に無料で「フラッシュチャイム」の貸し出し・取り付けを行っている。H24年度は4件取り付けをした。今後、1人暮らしの会が必要ない用具や生活支援の要望を調査し支援の拡充を検討する。 1人暮らしの対策としては地域ごとに1人暮らしの会があり社会福祉協議会が運営の支援をしている。会員が一同に会し、会食や交流、情報提供などを行っている。 高齢者同士が身近な場所で仲間と交流しながら健康づくりをする場として、地域ささえあいミニデイサービス事業を実施している。現在32グループが集会所や自治会館で月2回定期的に活動している。 各地区の公民館を会場に高齢者の自主的活動で各種教室が行われている。 グループリビングの場として地域支援センターを設置しているが事業実施されていない。今後の有効活用を検討する必要がある。

②交通支援の充実

交通体系の整備	<ul style="list-style-type: none"> 交通体系の整備は、生活全般を支援するものであり、巡回バスの路線・体系見直しを行い、出かけやすい体制づくりを検討します。巡回バスの入らない地域への福祉タクシーの導入、また公的サービスで補えない部分については、NPO・ボランティア団体等民間サービスの導入も検討していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 邑南町は、現在スクールバス10台と町営バス6台で通院や買い物等に欠かせない生活路線を確保している。現在、町の中心部を走る「邑南川本線」を軸にした地域内交通の整備を図っている。 生活交通検討委員会では幅広い声が反映できるよう、一般公募委員を交え検討が重ねられている。 今後さらに地域事情に即した交通体系の見直しを行い、将来にわたり持続可能な交通体系を目指す。
外出への支援	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者・障がい者にとって、住み慣れた地域社会での通院の支援として、サービスを継続していきます。 介護予防事業の推進を図り、利用しやすい外出支援の体制づくりを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> バス路線から離れた地域では通院タクシー助成制度を継続した。5世帯6人。 24年度で羽須美タクシーが廃業することとなり、25年度からのサービスをどのように継続できるか、定住促進課と協議中。 介護度3以上で寝たきり、座位保持が介助なしでは行えず普通自動車で移動が困難な人への移送サービスを社協に委託し行った。 登録者35人（内新規登録者数10人） 利用205回（H24年12月末現在） 今後も制度の周知を図り、利用を促進する。

③住環境の整備

住居の提供	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活に見守りが必要な人に対して、病院からの退院直後・冠婚葬祭等短期間に利用できるサービスとして、短期入所生活介護があります。在宅生活を行うための準備や、家族の介護を支援する役割になっています。 65歳以上独居・2人世帯の方で、在宅生活に不安がある方に対し、居住（高齢者生活福祉センター）の利用決定を行います。入所後も生活が支障なく行えるよう、引き続き支援を行います。 居宅で養護を受けることが困難な方への施設として養護老人施設入所の役割は重要です。入所者の生活を支えるため、外部のサービス利用により生活支援を補います。 高齢化に伴い、住みにくくなってきた公営住宅を、高齢者が住みやすいよう環境を整備することが大切です。（風呂場・段差解消・手すり等）住宅マスタープラン（地域の特性に応じた住宅の供給を促進し住宅の整備に係る計画）・ストック改善事業（地域の特性に応じた再生・活用）により、既存の住宅を計画的に改修実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 病院受診前の体調・生活調整や家族との精神的・身体的疲労等を理由に支援を継続した。緊急時の対応や安心して生活支援をすることができた。（利用者5人・延べ日数93日利用） 現在は1施設だけ委託しており、全地域で利用できるよう委託施設を増やすことも検討している。 安心センター（15人定員）への入所は審査会を随時開催し、適正な入所を図った。（H24年度1月現在 審査会2回開催 現在入所者11名） 入所中に介護が必要になった方の処遇について本人、家族、ケアマネ、主治医と一緒に話し合い、本人の自立生活の場の確保を支援する。 養護老人ホームに措置を行い、日常生活の支援・介助が必要な人には本人の意思に基づき、介護保険サービスも利用できるような調整をしている。措置人数57人（町内施設43、町外施設14）うち外部サービス利用者31人うち要介護3以上認定者13人（介護3-7人 4-3人 5-3人）。 高齢者向けの公営住宅を建設しました。（森美団地4戸） ストック改善事業を実施しました。（十日市団地3号棟12戸、十日市団地4号棟12戸）
-------	---	--

④公共施設のバリアフリー化

公共施設のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> 各公共施設が高齢者・障がい者にとって使いやすい施設であるか（トイレ・段差・スロープ等）点検に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化した施設を中心に各施設の状況を把握し、利用度・必要度を考慮して適宜見直しを図るよう努めている。
--------------	---	--

⑤福祉サービスの決定・評価の体制づくり

福祉サービスの決定・評価	<ul style="list-style-type: none"> 対象者に必要なサービスが提供できるように調整・決定会議が必要で、定期的な評価・見直しを行い、前述のようなサービスを適切に提供していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域において、保健・医療・福祉のネットワークづくりと、処遇困難事例への支援を主な目的とした、地域サービス調整会議を羽須美地域・石見地域・中野・瑞穂地域・市木で実施している。今後も地域のネットワークの強化や、より充実した支援体制整備のため、地域サービス調整会議の開催場所を増やしていく方向である。 地域包括ケアシステムに位置づけられている地域ケア会議の開催を検討する。
--------------	---	--

(2) 地域づくり（見守りネットワーク）

①地域づくり

項目	内容	H24 実施状況・評価
地域づくりの意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティごとの自主的な活動として、健康づくり・生きがいづくり活動を実施していくため、公民館を中心とした生涯学習活動、生涯学習課の行っている、地域づくり等 関係機関との連携をとり、地域の体制づくりを推進します。 要介護状態になる前から、将来 家族が介護状態になったときにどう支えていくのか話し合っておくことが必要です。また、高齢者だけでなく自分の問題として、老後について考える場を提供していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 年2回の介護予防計画庁内連絡調整会議の中で、構成メンバーである福祉課・生涯学習課・保健課・農林振興課・社会福祉協議会の職員が集い、それぞれができる地域で支え合う体制づくりについて協議している。また今後も、住民への地域づくりのための意識啓発について、横の連携を密にしながらすすめていく方向である。 全町をあげて、若いときから健康づくり・介護予防に積極的に取り組み、たとえ高齢になっても、生きがいを持って自立した生活をするため、自らの自助努力と、それを支える地域づくり、健康づくり・介護予防の推進体制づくりを進めていくための「介護予防計画」を平成23年度に作成し、そのダイジェスト版で、出前講座・地域運動教室・楽々はつらつ教室（介護予防事業）等の場で説明し、意識啓発し、自分のこととしてとらえてもらう取り組みを行った。
活動の担い手づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティ活動の担い手となるリーダーを積極的に発掘・育成するとともに、リーダーの積極性・向上心が持続するよう支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会ではコミュニティ活動の担い手を養成する「地域福祉サポーター養成講座」を開催した。今年度はフォローアップ講座を行いリーダーを育成し、地域福祉活動の推進を図っている。 健康づくりや介護予防の知識を広げるため「健康サポートリーダー」の育成をしている。登録者には研修会を実施しフォローを行っている。健康サポートリーダー養成講座を今年度も継続し、6回シリーズの養成講座を開催している。また、すでに健康サポートリーダーとして登録しておられる方には、年3回の研修会で意欲の喚起・具体的な取り組み方法の習得・活動の悩みに対する対応を行っている。今年度は健康セミナーを開催している。
支え合いネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> 民生児童委員や地域の情報をもとに、1人暮らし老人・高齢者夫婦世帯等状況を把握します。 社会福祉協議会・福祉活動専門員や地区社協の協力を得て、自治会・集落等身近な地域での見守りネットワークを構築していきます。 近隣の高齢者同士が近所で集い交流できる「場づくり」を推進できるよう検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 民生児童委員協議会の支部会や地区会に参加し、地域の高齢者や要介護者の状況把握、情報交換を行っている。 福祉活動専門員は民生委員協議会や地区社協の会合に出席し情報交換をしている。 高齢化による地域の脆弱により昔の互助・共助のしくみが薄れていく中で、自治会や集落単位で独自の形で地域のネットワークが構築されている地域がある。今後は、先進的取り組みをしている自治会等を社協の広報で紹介し、全町に展開していくよう検討していく。 1人暮らしの会、いきいきサロンなどの事業を実施しているが、住民自らが出かけていく場をつくる仕掛けの検討が必要。 近隣の高齢者同士が近所で集い交流できる場の1つに「地域ささえあいミニデイサービス」がある。補助金の見直しをおこない活動の継続を図った。各ミニデイサービスを訪問し、認知症の早期発見・早期対応に努めてもらうよう、百マス計算の配布と、パッドを使用した認知機能チェックを体験してもらった。

②認知症高齢者を支える体制づくり

意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> 支援の必要な高齢者やその家族を地域で支えていけるよう、認知・うつ・閉じこもり・介護等についての理解を深めていきます。 高齢者になっても地域で暮らし続けられることができる地域づくりを推進し、出前講座等活用した学習会を自主的に開催できるよう支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 3地域中央の公民館において、「脳生き生き講演会」という演題で、島根大学 副学長 塩飽先生を招いて認知症予防講演会を開催したが、3会場全体で405人の参加があり関心の高さが伺えた。内容は認知症の予防と早期発見の重要性に加えて、認知症の方の思い・気持ちにも触れた話で、認知症になった方へ寄り添う大切さについて再認識する機会になった。うつ予防については、保健課を中心に、出前講座等で予防・早期発見・早期対応の重要性について意識啓発を行った。 地域ささえあいミニデイサービス支援・新規のミニデイサービス立ち上げの推進に兼ねて、高齢になっても地域で安心して暮らし続けられる地域づくりのためには、地域の支え合いや声の掛け合いがいかに重要であるかを認識してもらうために、要請のあった自治会や集落、老人クラブの会合に向いて介護予防等の説明を行っている。
相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> 現在各支所にある各種相談窓口をより周知するとともに、地域包括支援センターと連携をとり、認知・うつ・閉じこもり・介護等に関する情報提供・専門医療機関の紹介・利用できるサービスの紹介と実際にサービスに結び付くよう調整を行います。 民生児童委員・医療機関・地域の自治会と連携し情報収集を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターを中心に、各関係機関と連携を取りながら、認知・うつ・閉じこもり・介護等に関する情報提供・専門医療機関の紹介・利用できるサービスの紹介と実際にサービスに結び付くよう調整を行っている。 各地域の民生委員会に参加し情報交換したり、医療機関とはサービス調整会議（現在、羽須美地域・瑞穂地域・石見地域で各1カ所ずつ開催。）の中で、情報交換し、支援の必要な方へ早期対応ができるよう話し合いを行っている。
個別支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 虚弱となつた高齢者には日常生活への支援が必要であり、また症状も個人差が大きいので、個別支援が必要となります。個別相談・指導の必要な人は地域包括支援センタースタッフや保健師が訪問し、状況把握を行った上で毎月の調整会議で検討し、それに基づいたサービス提供を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 前期高齢者の中で、基本チェックリストによる危険群・大学健診の認知・うつ機能低下者に対しては、保健師が状況確認を行い、必要な方を治療あるいはサービスにつながるよう個別で働きかけを行った。 後期高齢者については、地域包括支援センターから介護予防事業へお誘いし、閉じこもり予防・認知機能の低下を防ぐよう働きかけを行った。特に認知機能低下者への対応については、「基本チェックリスト」や「もの忘れチェックリスト」よりスクリーニングを行ない、ハイリスク者には保健師による個別訪問を行って、必要に応じて、医療・福祉サービス等の紹介をした。
家族に対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 支援の必要な高齢者を支える家族の精神的・肉体的負担が大きいため、関係スタッフが随時悩みの相談に応じます。また、家族介護者教室を開催し、リフレッシュ・情報交換・仲間づくりを行い、介護者の精神的な支援を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 家族介護者のリフレッシュを目的に、家族介護者交流会を11月20日、21日、22日の3日間開催。「認知症の人に対する家族の関わり方で大切なこと」と題し介護者教室を行う。こころがやすまるスキップを習った参加者から「さっそく帰って実践したい」という意見や、「意見交換の場があり解放できたのでまた頑張る」と感想をもらっており、今後も継続していく必要を感じる。 家族介護者交流会だけでなく、意見交換の時間が十分とれないため、交流会とは別にちょっと気軽に意見交換できる場づくりについて検討予定。
本人と家族を支えるネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> 支援の必要な高齢者が在宅で生活するためには、家族介護だけでは限界があり、地域で支えていく体制づくりが必要です。ボランティアなど公的以外のサービス調整に努めます。 *1キャラバンメイト・*2認知症サポーターの位置づけや役割を明確にするとともに、育成を継続して行います。また、活動交流会や研修会を行い、質の向上に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢になっても地域で安心して暮らし続けられる地域づくりのためには、地域の支え合いや声の掛け合いがいかに重要であるかを認識してもらうために、要請のあった自治会や集落、老人クラブの会合に向いて介護予防等の説明を行っている。 きらりおなんいきいき活動事業やシルバー人材センター事業を推進している。 公的以外のサービスのPRを行い、町民への啓発をしていく必要がある。 今年度はキャラバンメイトの再教育を実施し、認知症への理解を深めるなど、質の向上に努めていく予定。

(3) 生活支援の充実

①各種団体の支援

項目	内容	H24 実施状況・評価
ボランティア活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動の活性化を図るため、町民のボランティアに対する意識啓発を行うとともに、ボランティアセンターを中心として情報提供・利用の相談窓口の整備、団体間のネットワークづくりを促進します。 きらりおおなんいきき活動事業を推進していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアセンターでは、小中学生を対象に、サマーボランティア（施設体験型146人・小5・6年生、中学校対象）（プログラム型14名、小3・4年生対象）・公民館と共催で、サマーボランティアリーダー研修（26人・小5・6年生対象）を行った。 福祉月間中の11月第2土曜日を「邑南町ボランティアの日」として、住民全体に呼びかけを行い地区社協・公民館単位で実施した。 登録ボランティア団体には、必要な情報を発信している。 施設や地域からのボランティアの要請が上手くキャッチ出来ていない。 今年は、施設のイベント時に演奏や演芸の依頼があり対応した。また、障害者施設でのイベント時に付添ボランティアの派遣とふれあいの会での付添ボランティアの派遣調整を行った。 事業評価委員会及び社協との調整会議を定例で開催し、事業評価を行い課題を解決しながら登録及び活動推進を行った。新聞発行、登録者へのアンケート、活動継続の調査を行い、更新した名簿を施設に送付した。前期の報告では活動が増え、ポイントの交換者も24名あった。今後も、宣伝と啓発、コーディネートを継続していくことが必要である。
老人クラブ活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> 老人クラブは高齢者が知識と経験を生かし、生きがいと健康づくりのための社会活動を行うことにより、老後の生活を豊かなものにするという目的があります。近年、会員の減少により、本来の活動ができにくい状況になっていますので、各老人クラブ単位で、参加してみたくなるような魅力ある活動を工夫したり、活動のPRに努め、会員の増加を図るとともに組織の活性化に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 邑南町は前期高齢者（65歳～70歳）の会員加入率が低い状況にある。 邑南町老人クラブ連合会が中心になり、3つのスローガンのもとに様々な活動を展開している。 平成24年度は邑南町（福祉課）の介護予防施策に併せ、ランドゴルフ大会をはじめ年5回の軽スポーツを開催して健康づくり活動を行った。また、単位老人クラブでは地元の公民館、小中学校等々への事業・活動への協力、奉仕活動を実施。 生きがい対策としては世帯間・世代間交流等を実施並びに参加促進と会員相互による友愛訪問活動を展開している。
生きがいづくり自主グループの支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域には、高齢者の生きがいづくりを目的とした、自主グループがあります。各地で様々なグループが立ち上がるよう、行政が相談やアドバイスを行い、それぞれのニーズにあった活動に参加できるよう調整を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 生きがいづくり活動の支援として、各種助成事業の紹介や申請の援助をしている。 健康サポートリーダーを育成し、介護支援ボランティア事業や地域ささえあいミニデイのグループリーダーとして活動されるよう啓発を行っている。 身近な場所での自主的活動を行っている地域ささえあいミニデイサービスグループの活動支援を行っている。 ねんりん工房・智恵工房・若返り館では高齢者の自主的な活動がされており、社会福祉協議会ではそれぞれ新規会員の勧誘に努めている。
民生児童委員の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 民生児童委員は、町民の生活支援をするとともに、福祉サービスの調整及び相談役として期待されていますが、担当エリアが広く全体をカバーするのが難しい状況です。また、地域のつながりの希薄化とともに活動しにくくなっています。今後、近隣・身近な社会資源を活用して、高齢者の状況が把握できるシステムづくりを行うとともに、民生委員を中心に地域で高齢者を支援していく体制づくりを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の生活環境の変化とともに民生児童委員の位置づけは重要となっている。自治会等の協力を得ながら地域で高齢者を支える連携体制づくりを推進していく必要がある。 民生児童委員の役員会・定例会や各地域での会議に参加している。 社会福祉協議会では地域福祉サポーター（11地区社協エリアごとに1名配置・民生委員から就任頂いた）を配置し、見守り体制等の協議を始めた。
社会福祉協議会活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会は地域における福祉活動の中心的な役割を担っており、行政と連携して住民参加型の地域福祉活動の推進が期待されています。民生委員の活動を支援する組織として、また一番身近な支え合いの単位である集落福祉員・ブロック福祉委員会が、地域の福祉活動の母体となるよう位置づけ、各公民館・自治会と連携をとって地域づくりを推進していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 全域に「地区社会福祉協議会」があり役員構成に民生委員・集落福祉委員（委員長）・自治会長や自治会福祉委員が主要なメンバーとなっている。各地区社協毎に地域での見守りや外出の機会・課題等を解決するよう活動が行われている。町社協は「地区社会福祉協議会」を支援し、共に課題の解決に向けて協働している。また、H23/24しまね流自治会区福祉活動助成推進事業で各自治会毎に計画を作成された。計画実施に向けて町社協が協力する。

②各事業の支援

項目	内容	H24 実施状況・評価
生きがいづくり活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> 自主活動やボランティア活動に対して、活動が継続できるような支援体制を整えます。また、それにあわせてリーダーの育成を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 生きがいづくり活動の支援として、各種助成事業の紹介や申請の援助をしている。 地域福祉サポーターや健康サポートリーダーを育成している。 地区社協や公民館と協力し地域のボランティアや自主活動に対し、情報の提供や器具の貸し出しなどを行った。
いきいきサロン・生きがいと健康づくり事業の支援	<ul style="list-style-type: none"> 福祉ブロック・公民館単位に取り組みされている各事業に対し、虚弱な方を含めて参加しやすい体制づくりをおこないます。介護予防が必要でも、参加に結びつかない方がいることから、対象者の把握と必要動機を積極的におこないます。 内容や開催回数の調整を行い、本来の目的である介護予防の役割が担えるよう支援していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> いきいきサロンについては、対象地域内全体への呼びかけを必須としており虚弱な方を含めた参加となっている。 身近な場所での自主的活動を行っている地域ささえあいミニデイサービスグループの活動支援を行っている。 地区社協で介護予防の必要性を話し合っている。 いきいきサロン他地域行事に参加できるよう啓発している。いきいきサロン開催回数68回・参加者1,024人（平成24年12月末現在）ふれあいサロン開催回数11回・参加者596人（平成24年12月末現在） 介護予防が必要な虚弱な高齢者には介護予防プランの中にサロンや健康づくり事業を取り入れ参加動機を上げていくことが必要である。
社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> シルバー人材センターを各地域に整備するよう努め、それぞれの地域の人材発掘・育成、サービス提供体制を整えていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> シルバー人材センター登録者数1111人（男90・女21）受注件数583件（平成24年12月末）・依頼内容は、草刈り、伐採、剪定、雪かきなどが多い。随時相談や登録にしている。高齢者や障害者の個別ニーズに対して、シルバー人材や相談事業で対応している。
・シルバー人材センター	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度から定年を迎えるいわゆる団塊の世代に対して、ボランティア活動への参加や地域行事への参画等を通して、地域に目を向ける働きかけを行うとともに、定年を迎えたとき、そのマンパワーが地域で活躍できる体制を整えます。 	<ul style="list-style-type: none"> 地区社協や各自治会で地域ニーズ解決のため福祉的な計画を作成している。マンパワーの重要な戦力として、団塊の世代を位置付けている。
・農業活動	<ul style="list-style-type: none"> 農業は高齢者が生涯現役として活躍できる場です。自宅の農作業はもとより、集落営農等農業の場で、高齢者の持つ知識や、これまで培ってきた技術を発揮し、生きがいに結び付くよう支援体制を整えます。 	<ul style="list-style-type: none"> 集落営農組織に対し、高齢者の活用を視野においた経営の多角化を推進した。25年度からミニトマトの生産を行うため、24年度に2組織でビニールハウスを整備し体制を整えた。ミニトマトの出荷調整作業は、毎日多くの人員が必要であり、高齢者の積極的な取組が不可欠となる。連日の作業参加は交流の場として機能し、組織の生産性の向上が高齢者の生きがいとなることに期待する。
・世代間交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> 世代間交流により、高齢者の知恵や体験を、若い世代に伝える場づくりを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の健康と生きがいづくり推進事業やふれあいサロンを実施し、世代間交流・健康づくりを行っている。

2-2 地域でいつまでも暮らせる環境づくり

(1) 介護サービスの基盤整備

① 制度の安定的運営の取り組み

項目	内容	H24 実施状況・評価
介護保険資源の適正な利用	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険サービスのケアプランを担う介護支援専門員の質の向上は大切で、研修を充実します。 保険者として給付の動向を見極めながらケアプランの点検や評価等も視野に入れ、資源が適正に利用できるよう努めます。 介護サービス提供事業所においても、利用者の個々のプランを充実し介護度の重度化を予防する取り組みを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員から問い合わせが多かった「住宅改修」について、保険者である「邑智郡総合事務組合介護保険課」から「住宅改修の手引き」を作成してもらい、ケアマネが一同に集まる事業所連絡会の場で再度説明してもらった。日ごろの業務でわかりにくかった部分がマニュアル化されたことでより明確にすることができた。 「ケアプラン点検」を介護保険課と合同で実施している。要介護者、また介護者へ寄り添いながら自立を支援するケアプラン作成のための研修会が必要である。
② 介護保険制度の見直しによる今後の対応		
広報活動による意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> 町民に介護保険制度の理解や協力を得るため、広報紙やケーブルテレビ、出前講座を活用し、理解の促進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 邑智郡総合事務組合広報誌により介護保険事業報告を行った。地域からの要望のあった「出前講座」でパンフレットを活用し介護保険制度の理解の促進に努めた。
制度改正に伴う円滑な運営	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まいなど生活支援サービスを切れ目なく提供する、地域包括ケアシステムの核となる地域包括支援センターの機能を充実します。 認知症になっても安心して地域で暮らせる町づくりを目指し、認知症の知識の普及・啓発と早期発見・早期対応のシステムを確立していきます。また、権利擁護や高齢者虐待防止を普及啓発していきます。 養護老人ホームの外部サービスについて利用者やその家族の理解を得ることが必要です。また、重度化した利用者に対して、速やかに適切なサービスにつながる体制づくりを検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模多機能型居宅との連絡調整を行なっている。 在宅医療連携推進会議に参加したり、地域包括ケア関連の研修会に参加して知識を深めている。 認知症予防講演会を3地域で開催した。405人の参加があり、町民の関心の高さが伺われた。アンケート結果から予防方法の知識は伝わっているが、地域で支える町づくりという視点での啓発は不十分。今後、キャラバンメイトの活用など町民とともに対応するシステム作りを検討していく。 権利擁護センターを設置した。 入所者が重度化することによる利用者全体へのサービスの質が低下することが懸念されていたが、重度化した入所者について施設や家族と話し合いを行い、処遇困難となっていた入所者を介護保険施設等へつなぐことができた。 検討案件になっていた処遇適正化について、①入所者が要介護2となった時点で施設が介護保険施設への入所申込みの必要性を本人家族等へ説明 ②要介護3以上で介護保険施設への入所申込みの促しを施設と連携し行う。③施設から提出される「生活記録報告書」に基づき、日常生活動作等の状況項目に1つでも全介助の場合、あるいは精神状況、問題行動項目に1つでも重度がある場合は、重度入所者の処遇について、直ちに協議検討していく体制づくりを提案。今後は、適切な時期に適切な関わりをもち適切な処遇が受けられる仕組みづくりをすすめていく必要がある。
③ 在宅支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> 住み慣れた自宅で自立した生活が送れるよう、介護保険サービスと配食や定期的な安否確認等の生活支援サービスが、有機的に連携できるような仕組みづくりと、高齢者の状態や意向に沿える多様なサービスが提供できるよう、新たに創設される「介護予防・日常生活支援総合事業」の体制整備に向けた検討をします。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の状態や意向に沿えるサービス提供ができるよう「介護予防・日常生活支援総合事業」の体制整備を踏まえ、介護予防を目的とした定期的な訪問による安否確認や生活管理指導のサービスを検討していく。

(2) 介護サービスの質の向上

① ケアマネジメントの質の向上

項目	内容	H24 実施状況・評価
介護支援専門員の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員にプランの提示を求め、計画されたプランの助言や評価を行い、よりよいケアプラン作成に向けた研修や指導を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険課と連携し、毎年「ケアプラン点検」に取り組んでいる。広域保険者と構成3町で、提出されたプランに対する助言や評価を行い、自立支援に向けたプラン作成がなされている。介護支援専門員は、積極的に介護支援専門員研修を各自受講し知識・技術の向上に努めている。

② サービスの質の向上

居宅サービス・施設サービスの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 施設や在宅における高齢者等の虐待防止を推進します。 在宅での自立支援の援助となるような質の高いプランやサービスの提供を推進します。 介護相談員を事業所に派遣し、サービスの質の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設やケアマネからの相談に早期に対応し高齢者虐待防止を図っている。 在宅での自立支援の援助ができるよう、介護保険サービス以外の制度やインフォーマルサービスについても提案しプランへ組み込み、サービス担当者会議で意思統一を図った。 10月から新規の介護相談員2名が加わり9名となる。受け入れ施設も新規に1施設加わり11施設で相談活動をおこなった。
--------------------	---	---

③ サービス評価の推進

介護相談員の活動の促進と第三者評価の推進	<ul style="list-style-type: none"> 町広報等により介護相談員の活動状況や第三者評価の取り組み状況を掲載し、啓発に努めます。 連絡会等を開催し、介護相談員の活動支援をします。また、介護相談員の研修を支援します。 介護保険施設等が、自己評価や外部評価の取り組みを推進するよう働きかけます。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護相談員の活動状況を報告書により把握し、介護相談員・受入施設と三者連絡会で相互理解に努めた。全体の報告を受入施設へ送ることで他施設の取り組みから新たな気づきがあったり、新たに相談員と意見交換する時間を定期的に設ける施設もあり、介護相談員の活動の促進につながった。
相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> 苦情・相談等の窓口相談を充実し、サービスの質の向上につなげていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター・各支所福祉係が窓口となり対応しているが、支所対応が困難なケースは、地域包括支援センターと連携し、各関係機関とのサービス調整を行っている。

(3) 介護給付の適正化

① 適切なサービス提供のための体制づくり

項目	内容	H24 実施状況・評価
適正給付ができる体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> 保険者として定期的な給付の点検を行います。 介護認定調査の研修に積極的に参加し、適正な介護認定基準に沿った調査を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険課と連携し取り組んでいる。 認定調査を行う職員は県や介護保険課が行う調査員研修に参加し、適正な調査に努めている。
適切なサービス提供ができる体制づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> サービス未利用者には指導を行い、適切なサービスを提供することにより悪化の予防を行います。 サービスの必要性が高い高齢者に対しては、地域のネットワークにより情報が把握できる体制を築き、必要なサービスを提供し要介護状態にならないよう支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 各地区での民生委員会の定例会への出席や、地域ごとのサービス調整会議を開催。適切なサービス提供につながらない地域で気になる方、課題のある方等の情報を把握し、処遇改善等介護支援専門員等と情報共有しながら適切なサービス提供がされるよう努めた。

(4) 介護保険事業の円滑な運営

①介護保険事業の円滑な推進

項目	内容	H24 実施状況・評価
事業の円滑な推進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の評価や分析を積極的にを行い、今後の方向性を示せる体制づくりを進めます。 ・介護保険制度の理解を深め適切な利用を促進するため、町民が集まるいろいろな機会を捉えて説明を行います。また、年齢層に応じた広報媒体を使い広報活動を行い制度の周知を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険課の担当者会議に出席し情報交換をしている。 ・出前講座等で要請があれば対応できる体制づくりを行なっている。(平成24年度も実績あり) 今後はケーブルTV等で周知していくことを検討している。
生計困難者に対する対策の適切な運営	<ul style="list-style-type: none"> ・町広報紙、事業者連絡会等において周知し推進します。 ・個々の相談にも対応します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業所の介護支援専門員と連携し、推進している。 ・随時対応している。

(5) 要介護状態になっても生きがいを持って暮らせる支援

①生きがい活動の支援

項目	内容	H24 実施状況・評価
生きがい活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護者及び家族から生きがいや楽しみ活動の要望があった場合、近所、集落、自治会、NPO、ボランティア等で支援できるような体制づくりを行います。また、調整役やリーダー育成を図ります。 ・自治会や集落で取り組まれている地域福祉活動の実態を把握し、住民と連携して体制づくりを推進していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後地域での体制づくりや人づくりの検討が必要である。 ・調整役となるケアマネジャーにケアプラン点検や事業所連絡会などの機会を通じて、生きがい活動関連事業の紹介をし、ケアプランへの導入の指導をしていく必要がある。 ・地域福祉活動の把握ができていない、地区社協や民生委員の定例会に参加し情報収集や調査をしていく必要がある。

②家族・地域介護者支援体制の充実

家族の経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・生計困難な世帯で、高齢者を介護している家族の経済的負担の軽減を図るために、介護用品購入費助成等により要介護高齢者が在宅で引き続き生活ができるように支援していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・24年度助成対象者は27人で内新規対象者は9人、死亡者3人、施設入所者5名(H24年12月末現在) ・助成券一人当たり 月6,250円 年間75,000円を助成している。 ・12月末現在利用率は約84%となっている。(途中、施設入所や死亡者を含む)
家族介護者の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を介護している家族に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得するための教室を実施します。さらに介護者同士の交流を深め、精神的負担の軽減を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族介護者のリフレッシュを目的に、家族介護者交流会を11月20日、21日、22日の3日間開催。「認知症の人に対する家族の関わり方で大切なこと」と題し介護者教室を行う。こころがやすまるスキニッップを習った参加者から「さっそく帰って実践したい」という意見や、「意見交換の場があり発散できたのでまた頑張るって介護できる。」という感想があり、今後も継続していく必要を感じる。 ・家族介護者交流会だけでは、意見交換の時間が十分とれないため、交流会とは別に もっと気軽に意見交換できる場づくりについて検討予定。
地域の支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者介護の理解を深め、思いやりのある対応や、よりよい介護ができるよう知識や技術を習得してもらい、活躍し得る人材を養成していきます。また、そういった人たちの活躍の場を提供していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・キャラバンメイトの再教育等を行い、地域で活躍できる人材の育成を図る予定。

2-3 介護予防と地域包括ケア体制の強化

(1) 介護予防の推進

①情報の提供・収集

項目	内容	H24 実施状況・評価
介護予防推進の意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・生活をより活発に行ったり、社会参加することにより介護状態を防ぐことができます。要支援・介護状態にならないための意識啓発を行います。特に、高齢期を迎える前から、介護予防の意識を持てるよう啓発を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館での健康と生きがいづくり推進事業・出前講座を通じて意識啓発を行った。特に、楽しみながら自分のペースで介護予防・健康づくりに参加できる介護支援ボランティア制度について周知した。
情報収集の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・基本チェックリスト・主治医・民生委員・保健師・本人・家族・近隣からの相談・訪問等により生活の機能が低下している高齢者を早期発見できる体制づくりが必要です。虚弱な高齢者(特定高齢者)・予防給付への適切な働きかけをします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前期高齢者は特定健診、後期高齢者は健康診査時に基本チェックリストを行い、その結果から二次予防事業対象者を抽出し、対象者については、個別に事業への参加のご案内と、介護予防の必要性について情報提供した。
介護予防サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・基本チェックリストにより、各個人の問題点の明確化を図り、運動器機能低下・低栄養・口腔機能低下・うつ等それぞれの課題に対するアセスメントを行います。 ・二次予防事業として、デイサービスセンター等において、歯科衛生士・栄養士・運動指導士等、専門スタッフが支援を行い重度化の防止に努めます。 ・提供したサービスに対して、定期的な評価を行い再アセスメントをしていきます。 ・保健課・生涯学習課等との連携を図り、円滑・効果的な予防事業を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本チェックリストにより、二次予防事業対象者となった方で、総合型デイサービス(楽々はつらつ教室)に参加した人についてアセスメントを行ない、特に運動器・栄養・口腔器についての課題を明確にし、個別に応じた働きかけを行った。 ・基本チェックリストにより、二次予防事業対象者となった方で、総合型デイサービス(楽々はつらつ教室)に参加した人についてアセスメントを行ない、特に運動器・栄養・口腔器についての課題を明確にし、個別に応じた働きかけを行った。 ・楽々はつらつ教室スタッフ間で定期的に連絡会を開催し、提供しているサービスが適切であるかどうかの評価を行い、必要に応じて再アセスメントを行なっている。 ・年2回の介護予防計画庁内連絡調整会議の中で、お互いの事業についての情報交換や、それぞれができる介護予防事業について協議を行なっている。今後も円滑で効果的な予防事業実施が地域で展開できるよう、各関係課・関係機関と連携を密にして取り組んでいきたい。
一貫した評価	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防マネジメント(生活状態・ニーズに合った介護計画)をし、「二次予防事業対象者」「予防給付者」に課題の把握・計画・評価・再課題の検討を行います。 ・二次予防事業・予防給付を実施している関係機関との有機的な連携に努め、予防事業評価を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス開始時に、個別のアセスメントを行ない、個々の解決すべき課題やその方の生活機能・身体機能等のめざす目標を対象者と一緒立て、教室の最終回の時、始めの計画に対してどうだったか評価を行なった。そして、教室終了後も引き続き介護予防を意識した生活をしていくよう働きかけを行なった。 ・二次予防事業(楽々はつらつ教室)については、関わっている関係スタッフ間で、教室開始時・中間・最終回に教室生の情報交換、教室の評価等行なって、関係機関と連携を密にし、効果的な介護予防事業となるよう努めた。

介護予防の推進	・身近で出かけやすい場所づくり・生きがいづくりによる予防活動を推進します。	・地域ささえあいミニデイの立ち上げ推進や既存グループの活動支援を実施した。また介護予防計画内連絡会議の中で、高齢者の生きがいづくりのための事業の推進に向けて話し合いを行なった。
	・地域での自主的な介護予防の取り組みへの支援を行います。	・地域ささえあいミニデイへ出かけて、ミニ認知症予防の講話と、ipadによる認知機能チェックなどを、既存グループの活動支援のひとつとして行なった。
	・各部署（福祉課・保健課・生涯学習課・社会福祉協議会等）が実施しているサービスについて調整を行ったうえで、互いに連携し効果的なサービス提供します。	・介護予防計画内連絡会議として、各部署（福祉課・保健課・生涯学習課・農林振興課・社会福祉協議会）が年2回集まって、それぞれができる地域での介護予防の推進について現状を出し合い、今後の方向性や役割分担等について話し合うこととしており、今年度の第2回目では、それぞれが行なっている介護予防に関する事業について、今後さらに縦割りの施策ではなく、横の連携をより密にした事業展開をしていくためにはどのような連携が必要か話し合う予定である。
	・各地域のサービスについて、自治会単位で話し合いを行いその地域にあった形のサービス提供体制を整えます。	・モデル地域を立ち上げ、自治会単位で介護予防の取り組みを行えるよう検討している。
	・詳細な行動計画は、邑南町介護予防計画の中に記載します。	・年2回介護予防計画内連絡会議を開催し、介護予防の啓発・周知ができていないかを各部署で確認し、課題を見つけたら、来年度に繋げる取り組みをしている。

②包括支援センターの機能充実

センターの周知・充実	・地域包括支援体制の実施をめざし、総合的なネットワークの構築・総合相談・権利擁護・包括継続的ケアマネジメントの支援・介護予防マネジメントを行います。	・職員は学習会や研修会に参加し専門的な知識の研鑽に努めている。 ・地域包括支援センターの業務を「見える化」していくためパンフレットを作成しPRをしている。
	・必要な人に適切なサービスが提供できる調整・決定会議が必要です。定期的な評価・見直しを行い適切なサービスを提供します。	・町の介護予防計画を策定し評価・見直しを行いながら、計画的な事業実施を行っている。 ・個別の事例から地域ケア会議を開催し、必要なサービスの調整を行えるよう会議の開催方法を検討していく。
	・多職種との連携により協働・一体となって地域生活に安心を提供していきます。	・多職種と連携し介護予防計画を策定し協働を目指している。 ・個別の事例から地域ケア会議を開催し、必要なサービスの調整を行えるよう会議の開催方法を検討していく。
	・介護予防事業の推進充実にあたっては、福祉課・保健課・教育委員会・支所との連携はもとより、センターの機能体制の強化が求められます。	・地域包括支援センターは規定されている3職種のほか、高齢者福祉、介護保険係が連携し、各々の業務が見える関係で実施できている。 ・地域包括運営協議会を開催している。
地域包括支援センター運営協議会の推進	・関係者全体で地域に何が不足しているか・どういう町であってほしいか協議や合意をしながら、地域社会をつなぐ役割を担う地域包括支援センター運営協議会を定期的に開催し、センターの運営を審議し、公正・中立的な運営を図ります。	・年2回開催し事業の検証・現状・課題・提案を報告・協議をしている。

③介護予防事業の評価の実施

介護予防事業の評価の実施	・地域支援事業における介護予防事業を効果的かつ効率的に実施するため、要支援状態から要介護状態への移行をどの程度防止できたかなどの事業成果に関する評価（アウトカム評価）、投入された資源量、事業量の評価（アウトプット評価）、事業実施過程に関する評価（プロセス評価）を実施します。	・介護予防事業全般について係の定例会の中で評価（アウトプット評価、プロセス評価）を行い、新年度の事業の実施に向けて検討をした。
--------------	---	---

(2) 地域の高齢者への総合的な支援

①総合支援の体制

項目	内容	実施状況・評価
総合相談の支援	・相談対応・継続的な支援は心身の健康の維持・生活安定への援助となります。高齢者を支える地域と関係機関とのネットワーク体制を整え、必要なサービスの提供できる体制整備を図ります。	・民生児童委員やかかりつけ医との連携を密にするため、支部会や地区会へ参加したり、医療機関とのサービス調整会議を実施している。 ・個別の事例から必要なサービスの調整を行えるよう、地域ケア会議の開催方法を検討していく。
高齢者が安心して生活できる支援	・権利擁護・成年後見制度の活用・社会福祉制度等専門的な立場から支援を行います。また、高齢者虐待被害増加防止ネットワークを構築します。	・高齢者虐待防止対策推進会議を実施した。 ・高齢者や家族等からの相談には、多面的、専門的に関わりを持ち支援を行っている。
	・高齢者を対象とした消費者被害増加に対して、各窓口と町民課・消費者センターとの連携を強化し、クーリングオフ制度等を活用した対応を行います。	・関係する部署と連携を密にし、早期対応を行っている。
自立への支援	・介護予防事業・予防給付などのサービスだけでなく、地域のインフォーマルサービスを活用し、「本人のできることはできる限り本人が行う」という意識を啓発します。	・サービス提供時は利用者と一緒に本人の目標を設定し、一定期間でモニタリングを行い、これまでの生活を振り返り自立に向けたプラン作成をした。
	・サービス提供は、一定期間ごとに見直し効果的なプログラムの提供を用意し、状態維持や改善に向けて支援をします。	・予防給付の方には、アセスメントで、本人のできる部分以外に「今はできていないけれど、ここまですら自分でできる。」部分を自覚してもらい、どういった支援があれば自分でできるかを考えていただくよう心がけた。結果として不足している地域資源や地域にあるインフォーマルサービスが理解できた。
包括・継続した支援	・多様化する高齢者の生活の尊重の観点から、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、高齢者の努力とともに、資源の活用・支援を集め生活全体を支えていくことをめざします。	・介護予防計画を推進し、元気な高齢者から要介護高齢者に対応する事業を展開している。

②介護支援専門員への支援（介護の必要な高齢者や家族を支える身近な専門職）

介護支援専門員への支援	・介護予防・介護給付における包括的なマネジメント実施のための介護支援専門員を支援します。	・ケース検討会・個別相談に対応した。 ・事業者連絡会を開催し情報提供、意見交換を行った。 ・個別の事例から必要なサービスの調整を行えるよう、地域ケア会議の開催方法を検討していく。
	・業務を円滑にするために、介護支援専門員同士のネットワークづくり・定期的な情報交換の開催・研修を行い、介護支援専門員を支援します。	
	・個別な困難事例へ対応できる専門員の助言・支援をします。	

障害者計画・障害福祉計画に係る評価報告書

3-1 誰もが暮らしやすいまちづくり【障害者計画】

資料A-3

(1) 啓発・広報

① 啓発・広報活動の推進

項目	内容	H24 実施状況・評価
障がい者施策のPR	・町広報紙に「障がい者福祉のコーナー」の枠を設けるなど工夫し継続して情報提供を行ないます。	・事業・活動を通じて随時啓発・情報提供等を実施。 ・町広報紙に「障害福祉情報コーナー」枠を設け、福祉サービス紹介や最新の情報を提供している。 ・広報「おおなん社協」及びホームページで実施。 ・「手をつなぐ育成会」で障がい者の日啓発キャンペーンを開催した。
疾病や障がいへの理解促進	・ニーズに応じた講演会テーマの設定や障がい者の発言の場を設けるなどし、疾病や障がいには誰でもおこりうる自分のこととして考えられるよう、また、障がい者の人権擁護も理解が深まるよう、町民に対する意識啓発を進めます。 ・町広報紙への掲載や情報紙を通じた相談窓口のPRを継続します。	・事業・活動を通じて随時啓発・情報提供等を実施。 ・矢上、日貴、日和3公民館合同で「認知症予防講演会」を開催した。 ・元氣はつらつ健康教室を開催した。(中野) ・健康講演会「ロコモティブシンドロームについて」を開催した。(口羽) ・町広報の「障害福祉情報コーナー」において随時広報をしている。 ・相談支援事業所と連携し、就労支援を目的とする雇用促進連絡会を開催した。

② 福祉教育の推進

福祉教育、人権教育の推進	・福祉サイドから積極的に教育機関に対し関わりをもち、福祉教育の推進に努め、障がい者に対する理解と人権意識の高揚を図ります。	・町内の小中学校からの要請に応え、車椅子体験・高齢者疑似体験教室・介護保険制度・障害者自立支援等の理解をを実施。(社協) ・7月に小学校5・6年生を対象にサマーボランティアリーダー研修を開催した。(社協・公民館共催) ・町内各公民館で、人権問題学習会を開催した。
障がい者との交流の場づくり	・各種団体、施設と連携し、障がいのある人・ない人が共通の意識をもって交流できる機会を継続して提供します。また、地域行事に障がい者が参加できる環境づくりを行います。	・聴覚障害者交流テイクサービス(年2回)、邑智郡ふれあいの会(知的障害者等当事者グループ)余暇活動の支援(年4回)を行い、障害者支援ボランティア・地域住民等と交流。(社協) ・障害者施設での行事にボランティアの皆さんや参加して頂き交流を図った。(社協) ・四つ葉の里夏祭りに付添ボランティアを派遣し、理解者を増やすことに努めた。(四つ葉の里) ・救護施設さつきの園と公民館いきいき大学の交流運動会、餅つき会、ゲートボール大会(春・秋)(出羽) ・盲導犬ふれあい教室を開催した。(矢上)

③ 公共サービス従事者に対する障がい者理解の推進

公共サービス従事者の理解促進	・公務員や指定管理者をはじめとする各種公共サービス事業の従事者に対して障がい者の理解の促進を図るため研修会等を推進し	・第2回雇用促進連絡会を開催し、障がい者の就労支援に努めた。
----------------	--	--------------------------------

④ ボランティア活動の推進

既存ボランティア活動への支援	・活動の拡大を図るシステムづくりやボランティアセンターなどを通じた更なる情報交換や連絡調整の推進を図ります。	・活動の拡大を図るシステムづくりやボランティアセンターなどを通じた更なる情報交換や連絡調整の推進を図り、活動に対して助成を行っている。
ボランティア育成	・後継者の育成を含め、若い人たちが積極的にボランティアに参加できる体制を検討します。	・後継者の育成を含め、若い人たちが積極的にボランティアに参加できる体制を検討します。

⑤ 地域における障がい者虐待防止の充実

障がい者虐待の周知・啓発の充実	・障がい者虐待について関係団体への普及啓発を行うとともに、相談事業との連携を図ります。	・あいサポーター研修を行うことで障がいの理解が促進した。 ・障害者虐待防止法施行に伴い、通報窓口として邑南町障害者虐待防止センターを設置した。 ・広報おおなんへ、虐待防止センター設置と障害者虐待についての記事を掲載し、周知・啓発を図った。(センター紹介は10月号、啓発記事は11月～1月号) ・邑南町障害者虐待対応マニュアルを作成した。
-----------------	---	---

(2) 生活支援

① 利用者本位の生活支援体制の整備

項目	内容	H24 実施状況・評価
相談窓口の広報	・町広報紙に「相談窓口」の枠を設けるなど、継続した広報を行います。	・町広報において、障害者雇用、相談支援事業所等の記事を掲載。
成年後見制度の申請手続き費用負担	・生活保護受給者における市町村長申立の費用の公費負担を継続します。また、後見人に対する報酬が発生するため、生活保護世帯や年金の低額受給者への充実を図ります。	・成年後見制度利用支援事業として、今年度も予算化した。(利用は申し立て1件)

② 福祉サービス等の推進

障がいの特性にあったプランの作成充実	・自立支援法の制度普及を図りながら、サービス利用計画について、その内容と作成事業者の広報や周知の方法を充実します。	・毎月約20人分のサービス利用計画の作成及びモニタリングの実施を行っている。
--------------------	---	--

③ 経済的自立の支援

権利擁護事業の制度周知	・町広報紙に載せるなど、継続した広報を行い制度の周知を行います。	・邑南町権利擁護センターの設立に伴い、広報誌にセンターの概要や権利擁護に関して後見制度・日常生活自立支援事業に関して年間連載している。また、一人暮らしや高齢者の会等に出向き制度や相談窓口に関して情報提供を行った。
各種の町単独助成事業の継続	・医療費助成・交通費助成制度の維持に努めます。	平成24年度も継続して実施した。

④ スポーツ、文化芸術活動の振興

各種団体への入会の推進と運営の充実	・団体自体の広報活動の推進や支援を行います。ボランティアの受け入れを行い、会員が支援を必要とする事項について協力を求め充実した組織になるよう支援や運営体制の充実を促進します。また、地域に出かけて相談を受ける戸別訪問相談を充実します。	・邑南町身体障害者福祉協会へ補助金を交付。 ・「邑南町手をつなぐ育成会」「邑智郡ふれあいの会」の事務局を担当。(社協) ・邑南町精神障害者家族会の事務局を担当。(ハートフルみずほ)
スタッフの充実	・障害者スポーツ・レクリエーション活動を普及するための指導員や専門知識を有するスタッフの充実に努めます。	・地域生活支援事業により「邑智郡障害者スポーツ協会」の活動を支援。スタッフとしてゲートボール大会やスポーツ大会の運営に協力。 ・地域生活支援事業によりスポーツ教室や料理教室を開催した。(邑智福祉振興会へ委託)

⑤ 地域における相談機能の充実

相談員、民生委員・児童委員活動の充実	・相談員制度の普及啓発を行うとともに、民生委員・児童委員活動の充実や、専門研修による支援や他の相談事業との連携を図ります。	・島根県が相談員業務を委託。町広報はしていない。 身体障害者相談員 新田守正さん 知的障害者相談員 前田玲子さん ・民生委員・児童委員へは、さまざまな機会に制度説明等を実施、協力を求めている。
--------------------	---	---

(3) 生活環境

① 住宅、建築物のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

項目	内容	H24 実施状況・評価
公共施設等の整備	・可能な限り「バリアフリー新法」の整備基準をめざすとともにユニバーサルデザインに配慮した整備を行います。既存施設については点検を行い計画的な改修に努めます。	・新規に建設する建物については、バリアフリー化・ユニバーサル化に配慮し設計施工した。 ・既存建物については、検討段階にある。
民間施設の整備	・障がい者にとって暮らしやすいバリアフリー住宅の整備について、啓発・普及に努めます。	・必要に応じて個別に対応している。
住宅の整備	・町営住宅の新設・建替えにあたっては、段差の解消、余裕のある廊下・出入口等、障がい者や高齢者の利用に配慮した設計により可能な限りバリアフリー化を推進します。既存の町営住宅における手摺の設置、段差解消など障がい者や高齢者向け改修については、要望により対応します。また、障がい者が暮らしやすいグループホーム・ケアホーム等の整備の推進を図ります。 ・居住サポート事業を使用し入居支援や成年後見制度の促進による契約の安定を図ります。	・24戸の公営住宅の改善工事を行った。 ○床段差の解消、便所・浴室等への手摺りの設置 ○ドア、水栓のレバーハンドル化 ・グループホーム・ケアホームとしての利用については、現在5戸を供給している。今後も、一般町民需要に配慮しつつ条件が許せば供給していきたい。 ・相談支援事業の一環として取り組んでいる。 ・成年後見制度は福祉課及び町社協で取り扱っている。

② 公共交通、歩行空間等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

公共交通機関の充実	・障がい者自らが公共交通機関を利用して通院や買い物ができるよう、車椅子の利用や障がい者の乗降が容易な低床バスやリフト付タクシーの導入を関係機関に働きかけます。 ・地域生活バスについては定時定路線運行を基本とし、需要が見込めない集落や地域においては予約乗合方式を導入するなど、運行形態の改善を図ります。	・低床バスの導入については、積雪地域でもあり導入できていないのが現状。タクシーについては、一部の事業者でリフト付き車両が導入されている。 ・定期バス路線から離れた地域については、通院や買物を目的として、羽須美地域けんこう号、瑞穂地域ふくし号、石見地域やまびこ号を運行している。なお、一部の集落については予約乗合方式を導入している。また、バスの運行が困難な地域については、タクシー利用料の助成制度を実施している。
-----------	---	--

③ 安全な交通の確保

快適な歩行環境の確保	・公共施設、医療機関、商業施設などを結ぶ周回道路を中心に、歩道、交差点、音声信号機、誘導ブロック、ポケットパーク障がい者用トイレ等を計画的に整備するとともに国・県へ働きかけ、やさしい道づくりを進めます。	・道路改良工事による、歩車道境界ブロックの整備や、町道の外側線等の区画線を整備することにより歩行者の安全確保を図った。 ・町内の通学路の安全点検を実施し危険箇所を把握。危険箇所の整備に取りかかった。
移動手段の確保	・自立支援法に基づく移動支援事業を推進します。 ・障がい者の日常生活上不可欠な外出や社会参加をしやすいう、外出の手助けや移動手段の確保の支援に努めます。	・3事業所に移動支援事業を委託している。(内、町内事業所は1カ所) ・在宅の重度身体障害者を対象に、移送サービスを実施。(愛香園・社協) ・福祉用具の貸与や販売を行って移動しやすい環境作りを行っている。(社協)

④ 防災、防犯対策の推進

防災対策の推進	・邑南町地域防災計画に基づき災害時要援護者に配慮した環境整備、社会福祉施設・病院等の安全・避難対策、在宅の災害時要援護者対策、災害時要援護者への啓発を進めます。	・自治会や集落、民生委員を通じ、災害時避難行動要支援者名簿を整備した。対象者の可否確認や避難誘導などを含めた、地域における自主防災体制づくりを進めている。自主防災組織については出前講座等を開催した。今年度は9名の防災士が認定(合計20名)され、今後は組織の強化を進め、防災訓練や勉強会などを行いたい。また、防災士の連絡会の設立を検討しており防災士の連絡及び地域とのつながりを深めて、自主防災の強化に努めたい。 ・自治会・社協・公民館等が合同で防災学習会を開催した。(阿須那、日貴各1回、市木予定を含め3回)
防犯対策の推進	・防犯会議において、町内の犯罪・事故等の状況把握に努め、生活安全施策に関する事項を協議し、障がい者を含め誰もが犯罪や事件に遭わないよう、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図ります。 ・障がい者を含め誰もが交通事故に遭わないよう、交通安全教室の実施、安全運転の啓発など交通事故の防止や障がい者に配慮した交通安全教育の充実を図ります。	・広報おおなんに町内の交通事故状況を毎月掲載 ・防犯灯への補助(H24 48基) ・子ども安全センターと連携し、青色回転灯設置車両での巡回を実施。 ・詐欺被害を防止するために防犯教室を開催した。(中野) ・交通安全啓発看板の設置や交通安全デント村、街頭指導など邑智郡交通安全協会邑南町支部各分会、母の会、老人クラブ、老人施設、知的障害者施設などと連携して交通安全啓発を行った。

(4) 教育・育成

① 一貫した相談支援体制の整備

項目	内容	H24 実施状況・評価
乳幼児期からの一貫した相談支援体制の整備	・誰もが気軽に相談できる環境の整備として教育・福祉・保健・医療・就労の関係機関が連携した邑南町特別支援体制推進事業の設置を図り、総合相談を行います。(窓口の一本化) ・相談内容に的確に対応するため情報の共有化や関係機関との連携の充実を図ります。	・特別支援相談ネットワーク内の相談支援チームを中心に合同相談会(11回)を実施した。相談件数は、14件(12月末現在)だった。また、必要に応じて臨時的に相談に応じた。主に保育所・小学校からの相談が多かった。 ・相談のあったケースを継続的に状況把握し、検討を行った。必要に応じて個別ケース会議を実施した。 ・相談支援ファイルを活用し、就学前の相談体制の強化を図った。平成24年度の相談支援ファイルの配布者は、7名の予定。 ・今後さらに、相談支援ファイルが医療・保育園・学校・支援事業所等でスムーズに活用できるよう関係機関と連携して推進を図る。

② 関係機関の連携強化

任意団体との連携	・障がい児や家族が交流することは極めて重要なことであり、情報交換やスポーツ大会の支援や充実を図ります。 ・障がい児の活動支援グループの育成及び連携を図り、障がい児、保護者会活動の相談、支援体制の充実を図ります。 ・子育て支援事業との連携に向けた支援を行います。 ・発達障害者支援センター「ウィンド」との連携を強化します。	・地域生活支援事業により「邑智郡ふれあいの会」の活動を支援している。 ・「邑智郡ふれあいの会」の活動支援、事務局を担当(社協) ・「ことばを育てる親の会」活動支援(社協) ・「邑南町手をつなぐ育成会」事務局を補佐、活動助成金を支出。(社協) ・瑞穂・羽須美管内は東光保育園内に瑞穂子育て支援センター、石見管内は、東保育所内に石見子育て支援センターを設置し、在宅の乳幼児、保護者の相談支援を行っている。また、各保育所や子育てサークルなどとの連携もしている。 ・相談支援事業所やウィンド等の関係機関とケース検討を行いながら連携して支援できるように取り組むこととする。
----------	---	--

③個々のニーズに応じた指導の充実

就学前指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅の障がい児が早期に適切な療育を受けられるよう発達クリニックをはじめ、専門療育機関の活用、児童相談所、保健所など関係機関との協力を得ながら療育に関する相談・指導体制を充実します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達クリニックを年6回実施し、必要なケースに対して療育の紹介を行っている。また、特別支援相談ネットワークにより、関係機関による就学前の相談体制が充実してきた。 ・合同相談を年11回開催。 ・町内全保育所へ巡回相談
障害児保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子ども・ない子ども相互の理解を深め、心身の発達を促し社会生活に必要な基礎能力を養うため、障がいのある子どもとない子どもの集団保育を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児保育については、希望に対し全ての保育所（園）で対応可能となっており、H24年度は1名の該当児童を受け入れた。また、県の補助事業対象にならない、発達障害児について町単独での補助を行っており、東光、市木、日羽、いわみ西、東に保育士の加配のための補助を行っている。
特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての児童・生徒が、個々の力を十分に伸ばす教育を受けられるよう、保護者との連携のもと、個々の児童・生徒のニーズに応じた特別支援教育を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学指導委員会後の保護者面接では十分な時間をかけ、本人と保護者のニーズの把握に努めた。 ・町単「笑顔さらさらサポート事業」において、学校生活や学習面に困難をかかえている通常学級に在籍する児童生徒を対象に生活支援員・学習支援員を配置した。また、支援員を対象に研修会を開催し、支援員の資質情報を図った。
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育設備の整備・充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度に新設される特別支援学級の設備等を整備するための予算を計上する（平成25年度1学級新設予定）
	<ul style="list-style-type: none"> ・学習・進路・教育相談などの支援充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育コーディネーター会議を開催し、相談支援ファイルの活用について学校へ周知を図った ・石見養護学校が主催する特別支援コーディネーターを対象とした研修会・学習会を開催され、積極的に参加した。また、巡回相談を活用した。
	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーの充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県スクールカウンセラー活用事業により各中学校に68時間スクールカウンセラーを配置した。校区内の小学校へ必要に応じて派遣を行い小中学校間の連携を図った。また、県の配置時間内では対応しきれない場合を考慮し、町単で時間外（真金）の予算措置を行った。 ・だけのご学級（町教育支援センター）との連携に努め、不登校児童生徒やその保護者へのカウンセリングや学級内のコミュニケーションづくりに関するスキル学習など、児童生徒の支援を行った
学校における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒に障がい児への理解を深め、やさしさと思いやりの心を育てるための啓発教育と障がいのある子どもとない子どもととも理解を深めるための交流教育を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会が実施する各種研修会へ参加を促したり、島根県西部発達障害者支援センター・ウィンドや県央保健所による基礎研修会を活用し積極的に参加した。 ・小学校1校（5年生対象）で「赤ちゃん登校日」を実施した。赤ちゃんと向き合うことで優しさや親への感謝の気持ちを持つことができた。 ・小中学校の性教育実施計画に基づき、年間を通じて命の尊さや自尊心感情の育成に努めている。また、中学2・3年生を対象に「性・命・人権」の講演会を実施し、自分を大切にすることの大切さを学習した。

④社会的及び職業的自立の促進

社会的・職業的自立の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・施設が有している人的資源や機能を地域に生かすためにも養護学校卒業児で就労に適応できなかった児童へのセーフティネット的な役割を果たす相談事業の推進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業者において個々のケース対応している。 ・困難事例については、自立支援協議会相談支援部会において協議し対応している。
不登校児童への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の連携により不登校児童生徒、ひきこもりやいじめ・校内暴力への相談しやすい環境づくりやただのご学級といった社会資源の情報提供を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の児童生徒以外にも引きこもりのある高校生、青年も対象とした。 ・不登校児童生徒や引きこもり者を対象とした居場所づくり事業「心のかげ橋事業」を実施（毎週金曜日、学習や調理実習、体験活動など） ・不登校児童生徒への対応…学校が行う支援会議への参加、通所者の学習・活動の支援、学校復帰者にかかる様々な配慮を行った。

⑤生涯学習の推進

生涯学習に取り組みやすい体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の知識・技術の習得、健康の維持・増進、体力づくり、交流や仲間づくり等を通した生活の質の向上に向けた、生涯学習活動に取り組みやすい体制づくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館を中核として、高齢者の健康と生きがいづくり推進事業や様々な講座を開催し生涯にわたって学習できる環境及び体制づくりを推進している。今年度は公民館主事のパワーアップ講座を2回、ファシリテーター養成講座（2日）を開催し、レベルの向上を図った。
-------------------	--	--

(5) 雇用・就業

①雇用の場の拡大

項目	内容	H24 実施状況・評価
雇用の場の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用の場の拡大を図るために、公共職業安定所（ハローワーク）を中心に、養護学校・社会福祉施設・共同作業所とのネットワークづくりを行います。 ・事業主に対して、障がい者の社会的自立に大きな意義をもつ就業について、広報・啓発を行うとともに各種助成制度周知などを行い、障がい者の雇用を促進します。具体的な実施組織としては邑南町地域自立支援協議会就労支援部会の充実を図るため、公共職業安定所（ハローワーク）・商工会・行政・相談支援事業所・就業・生活支援センターなどと連携し支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用の場の拡大を図るためのネットワークとして、地域自立支援協議会に就労支援部会を設置している。各課の連携を更に図るために、構成員に学校教育課職員を加えた。 ・障がい者と企業の橋渡しの役割を持つ雇用促進連絡会を開催するため、更なるネットワークの強化に努めた。 ・在宅障がい者（知的・精神）の雇用後の個別的支援（相談・指導連絡等）を実施。（社協） ・昨年度も開催した障がい者と企業の橋渡しの役割を持つ雇用促進連絡会を開催した。
福祉的就労の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者のニーズや適性に応じた就労の場の確保を図ることや、生活の安定や就労意欲を高めるため施設等との連携や製品の販路拡大のための支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・販路拡大のため、公共施設での製品の販売を認めている。 ・各施設で製作している製品を共同募金で販売するグッズとして購入。（社協）

②総合的な支援施策の推進

就労の継続・安定に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が継続して就労できるよう、就労者企業訪問や職場適応指導の活用や、身体障害者相談員や知的障害者相談員との連携を進めます。また、就労に関する相談事業の充実を図ります。 ・自立した生活の場を確保するために、グループホーム等の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各障害者支援施設や相談支援事業所で継続就労の支援や就労に関する相談支援を実施している。 ・各障害者支援施設は、県の補助金等を活用し、グループホーム等の確保に取り組んでいる。 ・旧町営住宅ををグループホームとして貸し出している。
----------------	---	--

就労障がい者のアフターケアの充実	・職場訪問を充実し、就労障がい者の希望や事業主との意見交換を行いソフト面での支援を行います。	・就労に結びついたケースについては、随時、相談対応等、支援活動を実施している。(社協) ・各障害者支援施設や相談支援事業所では、随時職場を訪問し、相談等の支援を行っている。 ・各施設で製作している製品を共同募金で販売するグッズとして購入。(社協)
	・具体的には、商工会や公共職業安定所(ハローワーク)との連携強化や、これらを中心とした相談事業の充実を図ります。	・地域自立支援協議会に設置した就労支援部会での事例報告により、課題等の情報を共有している。
	・施設や社会福祉協議会職員がジョブコーチとして支援できる体制整備の推進に努めます。	・島根県主催によるジョブコーチの資格取得研修を受けた者が町内障害者施設にもおり、それらが中心となって就労支援に取り組んだ。

(6) 保健・医療

①障がいの原因となる疾病等の予防・治療

項目	内容	H24 実施状況・評価
健康づくりの推進	・生活習慣に関する保健指導を強化するとともに、在宅の障がい者の健康管理を促進するため、健康診査等受診しやすい体制を検討します。また、ストレス管理、心の健康づくりを推進します。	・生活習慣病を早期発見することを目的とした特定健診について、集団健診に加え、町内医療機関での個別健診を実施し、各個人の状況に合わせた受診しやすい体制づくりができた。 ・特定健診の結果、生活習慣病の予兆が疑われる方には、特定保健指導を実施しているが、集団教室に参加できない方に対して訪問を実施し、より多くの方が生活改善に結び付くような取り組みを行っている。 ・健診や基本チェックリストで、うつ・認知機能低下の可能性のある方に対して、個別に確認作業を行い、異常の早期発見に努めている。また、治療の必要な方を医療機関につなげることで、悪化防止を図っている。
乳幼児健康診査・乳児相談・訪問	・障がいの原因となる疾病等の適切な予防及び、早期発見、治療の推進を図るために、妊産婦の健康教育や健康相談、乳幼児を対象とした健康診査・育児相談などの充実を図ります。また、継続的に状況把握を行い、必要時には関係機関と連絡をとりながら親子が安心して地域で暮らせる環境づくりに取り組みます。	・妊婦やその家族を対象に両親学級を2講座2クールを夕方から夜間にかけて開催。妊娠中の食・生活習慣が産後の子育てにつながることや、健康管理等の情報提供を行った。初妊婦の参加は、約2割である。 ・出生後は保健師による乳児全戸訪問を実施。育児不安の軽減に努めるとともに発育・発達の確認を行っている。里帰りをされている母子については、里帰り先の市町村と連携して対応している。 ・ハイリスク妊婦や新生児に対して、県内については保健所や医療機関との連携体制が整備されており、必要時対応している。県外については、今年度も対象者があった時点で医療機関へ連絡・訪問し、連携を図っている。 ・乳幼児に対しては、各年齢で健診・相談・教室を実施し、心身ともに健やかな育ちを支援するとともに、病気の予防・早期発見を行っている。 ・支援が必要な場合は、医療機関や特別支援連携協議会・自立支援協議会関係者が連携し支援体制の整備・充実に努めている。
確実な治療の継続	・保健・医療サービス等に関する適切な情報提供に努め、専門機関に相談したり、治療を受けやすくする環境づくりに取り組みます。	・今年度は、特別支援連携協議会、自立支援協議会の担当・関係課である福祉課、学校教育課、保健課の担当で、子ども達へのとぎれない支援の方向性について協議し、準備を行った。

②障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

相談体制の充実	・専門の医療機関が遠方のため、県央保健所で実施している難病相談や心の健康相談など専門相談を活用し、充実していきます。	・県央保健所と連携し、難病相談年1回、心の健康相談年10回、思春期相談年6回実施。たくさんの方に専門相談を活用していただくため、町内医療機関や民生児童委員等関係機関に専門相談に関するチラシを配布する等を行った。今後も積極的に啓発していく必要がある。
	・患者会や家族会などの支援を行い、住みやすい地域になるよう環境づくりに取り組みます。具体的には施設と連携して相談日を増やすなど相談体制の整備を図ります。	・患者会や家族会等参加しやすいように無線やケーブルテレビ等で啓発を行った。難病や失語症等に関する患者会は、大田市で開催されることがほとんどで、遠いため参加することは困難な状況。もっと身近で開催する機会が増えるよう県央保健所に要望していきたい。
リハビリテーション・療育体制の推進	・障がいの悪化防止や再発防止のため医療機関や関係機関と連携し、継続してリハビリや療育が受けられるよう支援します。	・早期にそして適切な地域支援が行えるよう、医療機関の地域連携室や関係機関等と連携を図っている。必要に応じてモニタリングもやっている。

③精神保健・医療施策の推進

精神保健施策の推進	・保健活動を通じてニーズ把握を行い、組織活動を推進するとともに、タイムリーな個別支援を実施します。	・関係機関と連携して、必要時にはケース検討を行い、タイムリーな支援が出来るよう心がけている。そして保健活動の中から、ケースや地域のニーズ把握を行うよう努めている。早期支援が行えるよう関係機関と情報交換しながら引き続き組んでいく必要がある。
	・新たな課題や体制の推進について検討する場を設けます。	・定期的に開催する相談支援部会の中で、それぞれのケースを通じて見えた課題を関係機関が共通認識し、現在ある事業や体制の見直しや今後必要になる体制について検討している。ここで出た課題については、自立支援協議会にもつなげ事業に活かしている。
退院促進に関わる医療・保健・福祉の体制整備	・医療機関や福祉との連携をより強化し、地域の受け皿づくりを図ります。	・今年度より退院支援事業が個別給付化となったが、利用者はいなかった。医療機関とより一層連携を強化し、入院中からのケース検討など引き続き行っていきたい。タイムリーに支給決定を行うなど体制整備を整える必要があるし、相談支援事業所と連携を図りながら生活支援を強化していく。

④専門職種の養成・確保

専門職員の資質の向上	・高次脳機能障害、社会的ひきこもりなど、新たな課題について現状を把握し、スタッフ向け研修会を実施するなど、専門職員の資質の向上を図ります。	・県央保健所や発達障害者支援センター等専門機関が開催する研修に積極的に参加したり、関係機関とケース検討を行うなどして資質の向上に努めている。
------------	---	--

(7) 情報・コミュニケーション

①情報バリアフリー化の促進

項目	内容	H24 実施状況・評価
IT利用促進	・画面音声化ソフト、大型キーボードなどのサポート機器の購入の支援を推進します。	・情報・通信支援用具を日常生活用具給付事業対象品目として給付している。
活用しやすい環境づくり	・パソコン教室の開催、聴覚障害者センターが実施している教室のPRや、ボランティアの活用を促進します。また、情報機器の貸与・給付事業を推進します。	・地域生活支援事業により生活訓練としてパソコン教室を開催した。(邑智福祉振興会へ委託)

②社会参加を支援する情報通信システムの普及

<p>FTTH事業の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線に加え、高速インターネット環境の構築、データ放送、告知文字放送、デジタルCATVなどを行える新たな通信手段としてFTTHの整備を充実します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・FTTH事業により情報通信環境が整備され、町内のどこでも高速インターネット、IP電話、デジタルテレビ放送を利用することが可能になった。 ・テレビの利用料金については、NHKの受信料免除基準の規定する免除率相当を免除している。
------------------	---	--

③情報提供の充実

<p>情報提供の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者へSPコード処理による音声での情報提供を行ったり、聴覚障がい者へ防災無線の放送内容を文書化して送るなど、わかりやすい情報提供の工夫を図るとともに、高速インターネットなど多様な情報メディアの活用を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がい者へ対し、お悔やみの放送をFAXで送っている。 ・防災行政無線での放送内容は、ケーブルテレビの文字放送で音声付で放送している。（お悔やみは音声なし）
----------------	--	---

④コミュニケーション支援体制の充実

<p>コミュニケーションの確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション支援を必要とする視覚障がい者に対する手話通訳者、要約筆記者及び点訳・朗読ボランティア等の養成確保を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション支援事業 実績見込み 2件 ・川本町・美郷町と合同で要約筆記奉仕員の養成講座を行った。 ・手話ボランティアや要約筆記のボランティア団体、朗読ボランティア団体に活動費を助成し支援している。(社協) ・ボランティアグループの活動調整・支援・情報提供等々を通じて個別に対応している。(社協)
---------------------	---	---

3-2 自立した暮らしを支援するサービス基盤づくり【障害福祉計画】

【平成26年度の数値目標】

《障害福祉計画(数値目標)》

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値		備考
現在の施設入所者数	50	人	※平成17年10月1日の全施設入所者数とする
【目標値】	9	人	※現在の全入所者のうち、施設入所からGH・CH等へ地域移行した者の数（割合については、地域生活移行者数を全入所者で除した値）
地域生活移行者数	18	%	
【目標値】	5	人	※平成26年度末段階での削減見込数（割合については、削減見込数を全入所者で除した値）
削減見込	10	%	

注1) 地域生活移行者数について、その対象者は全施設入所者の中で長期的な入所が常態化している者であり、身体障害者療護施設(入所)、身体障害者更生施設(入所)、身体障害者授産施設(入所)、知的障害者更生施設(入所)、知的障害者授産施設(入所)、精神障害者入所授産施設等から地域生活へ移行する者が想定される。

注2) 現在の施設入所者数(平成17年10月1日)には、新規整備予定の施設入所者数は含まない。

2. 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数値		備考
現在の年間 一般就労移行者数	2	人	※平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数(県送付人数)
【目標値】目標年度の	8	人	※平成26年度において施設を退所し、一般就労する者の数
年間一般就労移行者数	4	倍	

注) 一般就労した者とは、一般に企業等に就職した者(就労継続支援(A型)及び福祉工場の利用者となった者を除く。)、在宅就労した者及び自ら起業した者をいう。

項目	数値		備考
現時点施設利用者数	90	人	※平成26年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】目標年度までの 就労移行支援事業利用者 数	7	人	※平成26年度までの就労移行支援事業の利用人員見込数
	7.8	%	

【障害福祉サービス見込量】

《新体系サービス見込量》

サービスの種類	単位	24年度		25年度		26年度		実施事業所
		見込	実績見込	見込	実績見込	見込	実績見込	
訪問系	居宅介護	人	22	21	25	28	邑南社協西部訪問介護事業所、邑南社協東部訪問介護事業所、ひまわり、瑞穂西訪問介護事業所	
	重度訪問介護							
	行動援護	時間分	286	273	325	364		
	重度障害者等包括支援							
日中活動系	生活介護	人	56	55	62	69	社協、緑風園、くるみ邑美園、愛香園、いずみの里邑智園、島根療護園ほか	
		人日分	1176	1155	1302	1449		
	自立訓練(機能訓練)	人日分	0	0	0	0		
	自立訓練(生活訓練)	人	9	8	10	11	はあもにいほうす 緑風園	
		人日分	108	96	120	132		
	就労移行支援	人	7	4	7	7	はあもにいほうす	
		人日分	126	72	128	130		
	就労継続支援(A型)	人日分	0	0	0	0		
	就労継続支援(B型)	人	43	44	46	49	はあもにいほうす、緑風園、愛香園、邑智園ほか	
		人日分	774	792	828	882		
	療養介護	人分	8	8	8	8	松江病院、島根整肢学園	
	短期入所	人	3	2	4	5	愛香園、緑風園、安養学園、くるみ邑美園	
人日分		33	22	44	55			
居住系	共同生活援助	人分	35	31	40	46	ハートホーム、愛香園ホームサポート、緑風園ほか	
	共同生活介護							
	施設入所支援	人分	47	48	46	45		愛香園、緑風園、くるみ邑美園、邑智園、島根療護園ほか
相談支援	計画相談支援(月単位)	人分	4	20	5	5	ハートフルみずほ、おりーぶ、緑風園	
	地域移行支援(月単位)	人分	1	0	1	1		
	地域定着支援(月単位)	人分	1	0	1	1		

【地域生活支援事業見込量】

《市町村障害福祉計画(地域生活支援事業)見込量》

事業名	24年度		25年度		26年度		実施に関する考え方		
	実施	利用	実施	利用	実施	利用			
	見込 か 所数	実績 見込	見込 者数	実績 見込	見込 か 所数	実績 見込		見込 者数	実績 見込
1 相談支援事業									
(1) 相談支援事業									
基幹相談支援センター ※設置の有無を記載	無	3			無				
(2) 市町村相談支援機能強化事業 ※実施の有無を記載	無	無			無				
(3) 住宅入居等支援事業 ※実施の有無を記載	無	無			無				
2 成年後見制度利用支援事業			2	0			2		
3 コミュニケーション支援事業									
(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事			5	2			5		
(2) 手話通訳者設置事業 ※実施見込見込者数を記載	1	0			1				
4 日常生活用具給付等事業 (給付等見込み件数)									
(1) 介護・訓練支援用具			1	2			1		特殊寝台等
(2) 自立生活支援用具			3	2			3		入浴補助用具等
(3) 在宅療養支援用具			3	2			3		透析液加温湿器等
(4) 情報・意思疎通支援用具			4	3			4		点字器等
(5) 排泄管理支援用具			40	40			40		ストマ用装具等
(6) 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)			3	0			3		
5 移動支援事業			23	20			23		
(「実利用見込み者数」上段は見込み 者数、下段は延べ見込み時間数)			630	797			630		外出時の介護
6 地域活動支援センター	1	1	26	26	1		26		
7 訪問入浴事業	1	1	1	1	1		1		
8 生活支援事業	3	3	400	314	3		400		生活訓練等、本人活動 支援、ボランティア活動 支援
9 社会参加促進事業	2	2	200	254	2		200		スポーツ大会、自動車 改造、自動車免許取得
10 日中一時支援事業	2	2	7	5	2		7		
11 奉仕員養成研修事業	1	1	15	3	1		20		

次世代育成支援行動計画の進捗状況・評価

資料A-4

計画の項目	担当課名	H24年度の進捗状況・評価	後期目標（H22～26年度）
第4章 施策の展開			
1 子ども子育てを支える地域づくり			
(1) 子育てに向けた地域の意識づくり			
男女共同参画に関する啓発	町 民 課	邑南町男女共同参画計画に基づいた施策内容について、23年度見直しをし、24年度に男女共同参画計画（改訂版）を策定する。	邑南町男女共同参画計画に基づいた施策内容については、平成23年度見直し中。
子どもの権利に関する啓発	福 祉 課	・ポスター掲示等計画どおり実施した	5月の児童福祉週間を利用し、町の広報誌等での啓発
(2) 子育て支援の地域づくり			
子育てでサポーターの養成	生涯学習課	・青少年育成邑南町民会議、子育てフェスタ。おおなんドリーム学びのつどい等、特に地域との協働作業における体制の構築に努めた。	保健課が開催する子育て講座と連携し、サポーター養成につながる子育て講座（講演会）を各公民館1回以上開催する。
(3) 安全・安心のまちづくり			
「子ども110番の家」等緊急避難場所の設置	学校教育課	・各小学校においては、毎年度、子ども110番の家を設置している。	各学校毎に子ども110番の家の設置
防犯教室、交通安全教室の開催	学校教育課	・各校において防犯教室、通学路の点検、交通安全教室、薬物乱用教室、CAP（子どもへの暴力防止）研修などを実施している。	リーダー研修などの機会を利用し、社会福祉協議会と連携して開催する。山賊キャンプ年1回（公運協主催）
子どもの安全対策活動の開催	学校教育課	・青色防犯パトロール すべての小学校区で実施している。 登録車両 98台（対前年1台減） 平成24年度は、現時点で講習会を1回実施。3月末までにもう1回実施予定。	青色防犯パトロール 邑南町子ども安全センター12支部で実施。 登録車両 100台
2 いきいき子育てできるまちづくり			
(1) 妊産婦からの支援体制の整備			
コーディネート機能の整備	保健課 → 学校教育課	・特別支援教育連携協議会・総会を3月1日に開催予定。各関係機関の相互理解と情報交換をおこなう ・特別な支援を必要とする子どもとその保護者に対し、就学前から就学、進学、就労に向けて安心した相談・支援を受けられることができるよう、一貫した相談・支援体制を確立するため「相談支援ファイル」の活用を教育委員会、保健課、福祉課の3課で連携して進めることができた	育成会議の実務者会議の開催
子育てマップ・ガイドブックの作成	保健課	・昨年開設した「子育て携帯サイト」で、妊娠前から就学前の子どもの家庭を対象に、保健・医療・福祉・教育についての子育て情報をいつでもどこでも収集できることを周知した。毎月200～300件の閲覧件数がある。 今後、より多くの子育て家庭が利用しやすいものにするために、タイムリーな情報提供や内容の充実を関係課と協議していく必要がある。	平成21年度、次世代育成支援行動計画の見直しにあわせて検討する。
近くで安心して出産できる医療体制の整備	保健課	・公立邑智病院とは密な連携が図れており、育児不安への対応、子育て支援につながっている。 ・ハイリスク妊婦や新生児に対して、県内については保健所や医療機関との連携体制が整備されており、必要時対応している。県外については、今年度も対象者があった時点で医療機関へ連絡・訪問し、連携を図っている。出産の約半数が県外医療機関であるため、連携体制を作っていくことが今後の課題。 ・一般不妊治療費助成制度については、平成23年度実績で、助成件数4件、相談件数3件だった。	医療と地域の保健事業の連携体制づくり 母子管理システムの検討
(2) 子どもの健康の維持			
乳幼児健康診査精密検査受診率	保健課	・平成23年度実績より受診率90.5%で、前年度より1.5%上回った。目標値に達するように、今後も精密検査の受診管理の徹底を行うことが必要。	100%を目標
フッ素洗口の実施	保健課	・保育所、小・中学校で実施。 ・平成23年度実績より全体で99.4%の実施率。健康教育と合わせて継続実施することで、歯科保健の意識が向上し、むし歯予防の効果が出ている。	小・中学校で実施
3歳児検診一人平均むし歯数	保健課	・平成23年度実績により0.39本。平成17年度は0.55本で、緩やかな減少傾向。目標値は達成しており、県や圏域と比較しても低い。	1本以下
12歳児の一人平均むし歯数	保健課	・平成23年度実績により0.38本。平成17年度は0.93本で、年次的に減少している。目標値も達成しており、県や大田圏域と比較しても低い。	2本以下
(3) 家庭における子育ての支援			
地域子育て支援センター事業	福祉課	・瑞穂子育て支援センターが瑞穂・羽須美地域をカバーし、石見管内は、石見子育て支援センターを中心に事業を実施している。	石見子育て支援センターをセンター型に拡充
子育て講座の開催	福祉課	・瑞穂、石見の子育て支援センターを中心に、定期的な子育てサロンを開催している。また、社会福祉協議会も独自に子育てサロンを開催して、支援センターのフォローをしている。	子育て支援センター・保育施設が実施している子育て講座を継続
家庭教育に関する学習機会の充実	生涯学習課	・「世界へも羽ばたける力」の育成に向け、地域が協働体制づくりに特化した研修会を実施した。 ・親学プログラムを通して、情報共有等に努めた。	町民大学の1講を子育てをテーマに開催する。また、PTAや保護者会等の研修会と連携し一人でも多くの参加者が来やすいように託児室を設けて開催する。
ブックスタート事業	生涯学習課	・乳幼児期からの読み聞かせは、親子のコミュニケーションを豊かにし、子どもが愛されていることを感じ、健全な成長を促すこととなる。合わせて、図書館利用促進に結びつける。実績は次のとおり。 単価 H22 H23 H24（現時点） 4ヶ月（誕生祝い） 2000 76 69 42 1歳6ヶ月 1000 81 57 50 3歳 1000 71 66 81 今年度、学校図書と協力し邑南町おすめ絵本を作成。保護者、保育所へ推進の呼びかけをおこなった。	生涯を通じた読書習慣を身につけるための第1歩として、本事業を実施する。読書を通して親子のコミュニケーションを図る等、本を媒体とした子育て教育の支援とする。また、アンケート調査を25年に実施し、事業の把握に努める。幼児期の読み聞かせだけでなくとどまらず、継続した親子読書へ繋がるよう働きかける。ボランティア、学校図書と連携をとり、リスト作成、講演会を進めていく。
乳児家庭全戸訪問	保健課	・保健師が新生児訪問と併せて出産・退院後のできるだけ早い時期に訪問し、児の発育・発達、養育環境の観察、保護者の育児不安への対応、地域資源の情報提供を行っている。 ・町外に里帰り出産等をされる場合は、積極的に他市町へ訪問依頼を行い、事業の徹底を図った。 ほぼ全家庭の訪問を行っている。（H23年度は全家庭の訪問ができた）	生後4ヶ月以内の乳児がいる家庭の全戸訪問

(4) 仕事と子育ての両立支援の充実			
通常保育 0～2歳児保育	福祉課	平成24年10月1日現在の入所児童数は、0～2歳児：145人、3～5歳児：242人、	150人
育 3～5歳児保	福祉課	待機児童は0で、保育所の入所希望に対しては対応できている。	245人
延長保育定員	福祉課	特別保育事業については、延長保育は、町内全保育所で受け入れ可能な体制を整備している。	100人(町内全保育施設)
休日保育定員	福祉課	一時預かり保育は、いわみ西、東光で受入をしているが、羽須美管内では未実施である。	ニーズを把握する必要があり今後検討を要する。
一時保育定員	福祉課	病後児保育については、公立邑智病院に続いて、H23年9月から三上医院内にも病児保育室を開設し、全町および、町外からの受入もしている。さらに、いわみ西保育所では、自園の子どもの対象とした体調不良児型を実施している。	15人(3か所・旧町村ごとに1か所)
病後児保育定員	福祉課	休日保育については、町内では未実施であるが、土曜日の全日保育について、希望者の受入を実施している。また、H24年11月から町単独事業として3歳以上児の主食(米飯)を保育所で提供する「完全給食」をスタートしている。	4人(2か所・1か所いわみ西保育所)
放課後児童クラブ	福祉課	・町内8ヶ所設置しており、平成24年度の利用児童数は179名。 ・長期、臨時利用のみの利用もあり、各児童クラブで対応している。	町内9カ所 180人
「働き方の見直し」セミナー等の開催	福祉課	・邑南町無料職業紹介所の出張相談が実施されている。また、母子家庭等就業相談で県母子会の就業相談員と共に対応している。	年3回(旧町村毎に1回)
就職相談会の実施	福祉課		就職相談員との連携を保ち、情報収集に努める。
男女別育児休暇取得率	福祉課	昨年に引き続き、町内企業18社に調査を依頼。14社から回答があり、集計した結果平成24年の取得率は 男性0% 女性100%でした。	男性10% 女性80%
事業主行動計画策定の呼びかけ	福祉課	・町の後期行動計画の中で呼びかけることに留まっている。	従業員100人以下の一般事業主へ計画策定を呼びかける。
(5) 経済的支援の充実			
3 子どもがすくすく育つまちづくり			
(1) 生きる力と育む環境づくり			
地域子ども教室の推進	生涯学習課	・放課後及び休日等、子どもたちの安心安全な居場所の設置に努めた。特に、地域の方々へ各事業に参画していただいたことにより、子どもたちが多様な価値観に触れることができ、また、交流の場としても機能した。	H22年度より実施予定 1回/月公民館と連携し、子どもの居場所に努める。
ふるさと学習の推進	生涯学習課	・ふるさと学習の見直しを図った。地域の素材「ひと・もの・こと」を題材とした体験活動を中心に学校が推進しているふるさと教育との一体感を持ち、さらに、地域教育力の向上を図るべき体制の強化に努めた。	各公民館及び小中学校が連携した総合学習の取り組みを小中学校12校で実施するとともに、ふるさと探検隊、山賊キャンプなどの学習機会を通して大人と子どもが学び合うふるさと学習を展開する。
(2) すべての子どもが健やかに育つ環境づくり			
学校カウンセラーの配置	学校教育課	・中学校単位で配置し、不安や問題をかかえる子どもや保護者に対し、相談を実施した。また、集団づくり、コミュニケーションスキルなどの授業を行った ・中学校で割り当てられた時間内で、必要に応じて小学校へも派遣を行った	全小中学校に訪問時間を配分し実施する計画。
児童虐待防止ネットワークの活動強化	福祉課	・心理判定員の設置は無いが、福祉課、保健課、児童相談所との協力体制により早期対応の実施ができています。 ・担当職員が研修を受講し、児童福祉司任用資格を取得した(有資格者6名)	担当職員が研修を受講し、児童福祉司任用資格を取得する。
(3) 食育活動の展開			
食育プランの推進	生涯学習課	・「生きる力は食卓から」をキーワードに、地産地消を意識した研修会を実施し、特に「食の文化」の再認識及び再者に努めた。	年1回以上の研修会を開催する。 食育関連の情報の共有や事業の関連を図ると共に、各分野での取り組みを一体化させる。
(4) 次代を担う子どもの育成			
人権同和教育学習会の開催	生涯学習課	・邑南町人権同和教育推進協議会に、町内11校の校長及びPTA会長も会員として、年3回行う研修会への参加を呼びかけ、併せてPTA研修会の実施、職員研修会の実施の働きかけを行っている。 ・平成23年度においては、PTA研修会の開催回数は8回で前年度対比で半減している。学校教職員研修会は各学校単位で複数回、その他町教育研究会の研修が開催されている。平成24年度においても、同数程度の研修会が開催される予定である。教職員の研修受講機会については充実している。今後も引き続き人権同和教育の取り組みについて、積極的な取り組みを働きかけていきたい。	人権同和教育推進協議会と各学校PTA等との連携により小中学校12校で実施
小・中学生および高校生と乳幼児の交流活動	学校教育課	・各校の状況に応じて保育所をう門を実施し、幼児との交流を図った	小学校4回程度、中学校3回程度。
邑南町性教育カリキュラムの作成	学校教育課	・成長段階に応じた性教育総合計画を策定し、小学校入学から中学校卒業までの一貫した性教育に取り組んでいる。この計画に基づき、年次計画も策定している ・中学2・3年生を対象に「性・命・人権講演会」を開催し、将来を見据えた身近な性的問題などについて理解を深めた	年に1回の全体講演会を必須実施。

(1) バランスの取れた食事と楽しい食生活の推進

資料A-5

① 家庭における正しい食習慣の推進

項目	内容	H24年度の実施状況・評価
食に関する意識啓発と知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> 食に関する意識啓発をし、関心や理解を深めています。 正しい知識の普及のため、食に関する学習の機会を増やし食の健康づくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児の教室・健診やけんこう倶楽部、特定保健指導、食の推進員研修会、出前講座等の場において、母子から高齢者を対象とした食に関する意識啓発を行っている。調理実習等を取り入れながら、食生活改善につながる啓発に努めている。
家庭の食を営む力を育てる	<ul style="list-style-type: none"> 家庭の食が心身の健康の基本となるため、様々な学習の場を通して家庭の役割を自覚し、子どもの頃から望ましい食習慣が身に付くよう働きかけます。 	<ul style="list-style-type: none"> 離乳食教室、両親学級など子育てのスタート時から関わり、家庭の食習慣づくり・バランスのよい食生活にむけて情報提供や啓発を行っている。 また、保育所教室やクッキング等保育所と連携して保護者への啓発を行っている。
家族そろった食卓の推進	<ul style="list-style-type: none"> 家族で囲む食卓を通して家族のつながりも強まり、人への思いやりや食に対する感謝の心も生まれてきます。人の心を育て心癒す場として大切である家族そろった楽しい食卓を推進していきます。 	

② 生活習慣病予防の食生活の推進

生活習慣病予防のための正しい食習慣の推進	<ul style="list-style-type: none"> バランスのよい食事や自分の適量などといった生活習慣病予防食の知識を持ち、正しい食習慣が実践できるよう生活習慣病予防教室などの取り組みを充実します。 正しい食習慣が継続されるよう働きかけます。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防に関心のある方やリスクが高い方に保健師・栄養士が講座や個別指導で知識の普及に努めた。特定保健指導・けんこう倶楽部等。 各種教室や相談の場において意識啓発を行っている。バランスのよい食事、間食やアルコールなど嗜好品のとり方について啓発した。今後もより多くの場で情報提供、啓発を行っていききたい。
食生活相談の推進	<ul style="list-style-type: none"> 離乳食・生活習慣病予防食・病態別食・介護食など食に関する様々な相談に応じます。 一人ひとりの健康状態や食習慣を踏まえながら望ましい食生活が送れるよう個別支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 離乳食教室やけんこう倶楽部、特定保健指導など各種教室において個別の相談に応じている。 糖尿病等治療中で栄養指導が必要な方などについて、医療機関より診療情報提供書にて紹介していただき、栄養士が訪問等で個別指導を行った。今年度は紹介数も増えており、今後も医療機関と連携をとりながら食生活改善のための個別支援として継続していききたい。

③ 地域一体となった食育の推進

邑南町食育推進計画の策定と食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 邑南町食育推進計画を策定し、町をあげて積極的に食育活動を展開します。 乳幼児から高齢者まで一貫した食育となるよう、家庭・保育所（園）・学校・地域・行政など関係機関と連携を取りながら推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 邑南町食育推進協議会が母体となり、保育所・学校・給食部会、家庭部会、地域部会の3部会を構成し計画を推進している。事務局である生涯学習課と連携をとり、主に食の推進員が行う地域の食育活動を支援している。また、食の推進員への情報提供・学習の場として、再教育を行っている。 今年度は栄養教諭との情報交換を行い、それぞれの取り組みや今後の連携に向けて話し合った。乳幼児から小中学生までの食の課題や取り組みを共有しながら、保育所・学校・行政が連携をとっていきけるよう、来年度は関係者の連絡会を開催したい。
食文化の伝承	<ul style="list-style-type: none"> 昔から伝えられてきた食文化には、郷土料理や行事食とともに基本的な食習慣やマナー、食を大切にすることがあります。邑南町の食文化を見つめ直すとともに、地元の食文化を体験できる取り組みを進め、次世代へと伝えていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関（学校、公民館等）との調整を行い、食の推進員が地域や学校で行う食文化の伝承活動を支援している。今後も食の推進員の活動を支援し、地域の食育の推進に努めていきたい。 食の推進員が地域での食文化の伝承活動を行うための情報提供と学習の場として再教育を実施した。食文化をテーマに年6回開催。
地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地産地消によって、新鮮なものが味わえ、食べ物の旬を知り、食や農業への関心も深まります。生産者と消費者の安全安心志向を高めながら地産地消を推進し、安全安心の食育を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 調理実習等では旬の食材や地元のものを使い、地産地消や旬について意識してもらえるよう努めている。

④ 食環境づくり

健康的な食生活を育む食環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 食の健康のためには各家庭での取り組みだけでなく、外食や買い物も含めた食環境整備も必要です。食環境整備を図るとともに食の健康づくりの気運を高めていきます。 健康メニューや情報提供のある「健康づくり応援店」の認証を受けるよう、県とともに飲食店へ働きかけます。 商工会や商店等に対して、安全安心に配慮した取り組みや高齢者への宅配サービスなど地域のニーズに応じた取り組みを充実するよう働きかけます。 町民が食品の安全性など食に関する知識と理解を持って正しい選択ができるよう意識啓発を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 大田圏域健康長寿しまね推進会議（県）・島根県栄養士会が行っている「健康づくり応援店」の普及に協力している。今後も健康を意識した飲食店等が増えるよう働きかけ、協力していきたい。 邑南町内の健康づくり応援店は28店舗。（H23年11月31日現在） （「健康づくり応援店」…定食などのおすすめメニューの栄養価が表示されたり、栄養や健康に関する情報を提供しているお店。また、いつもより塩分を加減してくれるお店（うす味協力店）もあり、健康づくりをサポートしてくれるお店） 今後、関係機関と検討していく必要がある。 広報、ケーブルテレビ、教室等において随時、食に関する情報提供を行っている。今後も、より各世代や地域の課題に応じた情報やニーズにあった情報が提供できるよう努めていきたい。
------------------	---	--

(2) 運動による健康づくりの推進

① 運動についての正しい知識の普及

項目	内容	H24年度の実施状況・評価
正しい知識の普及と意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> 健康講演会・健康づくり大会・各種健康教室等の場を利用して、運動の必要性・大切さを啓発し、運動をしてみようという気運づくりに努めます。 実技指導を行い正しい運動が実践できるよう支援します。 運動が習慣化した人に対しては、運動を継続する意識を保つための支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 出前講座・地域運動教室・元気館交流会等、いろいろな場を利用して、運動の必要性・効果についての意識啓発を実施している。 ケーブルテレビを活用し、毎月月替わりでいろいろな体操を紹介したり、過去の体操を再放送している。テレビを見ながら体操をしていますという声も多く聞かれるようになっている。 町運動指導士が出向くいろいろな運動指導の場において、正しく安全かつ効果的な運動ができるように指導を行っている。 地域運動教室については、月1回の割合で町運動指導士が関わり、運動を継続するための意識啓発や正しい運動の実技指導を行い、皆さんが運動を継続できるような支援を行っている。また、自主活動の時にも健康サポートリーダーを中心に正しい運動が行えるよう、健康サポートリーダー研修会を定期的に行っている。 元気館利用者については、目的意識を持って運動ができるよう、おおなん元気ネットを活用し、個別目標を設定し、定期的に評価を行うことで意識を保ち続ける工夫をしている。また、元気ネットに自分の健康情報を入力することでその成果が確認でき、それが運動継続への意欲に結び付いている。 一番身近な運動であるウォーキング継続のため、月1回ウォーキング大会を継続開催している。年々、参加者が増え、ウォーキングが定着している。

② 運動が実践しやすい環境づくり

多様な運動の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> 各自の目的・身体の状態・置かれている環境に応じて、個々の要望に合った運動が選択できるように、多様な運動の場を提供していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 元気館施設を利用した運動はもとより、身近な地域では、特に器具を利用しなくてもできるような運動を紹介している。また、それぞれの状況に応じ、生活習慣病予防・健康づくり・介護予防等の目的別の運動を紹介している。 ケーブルテレビを活用した、運動の普及にも継続して努めている。
地域における環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者は遠方には出かけにくい人が多いため、集落・自治会単位など身近なところで、手軽に運動ができる場を設けます。 介護予防、生活習慣病予防のために運動の必要な人がきちんと教室に参加していけるよう、対象者の把握・参加の勧奨を行います。 一番手軽にできるウォーキングを普及するため、ウォーキングしやすい環境整備を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ささえあひミニデイや地域運動教室（町内22教室）等、高齢者が出かけやすい身近な運動の場を計画的に設けている。 今年度から、生活習慣病予防を目的とした健康セミナーを元気館で開催。退職者・男性・農業者等ターゲットを絞り、若い年代の方に個別アプローチをした結果、これまで関われなかった年代の方の参加に結び付いている。 けんこう倶楽部では、秋からスタートする高血糖シリーズに、健診結果で血糖値の高かった方に個別通知し、参加を促した。通知の結果、高血糖者が教室につながり、予防の意識啓発が効果的に実施できた。 第4土曜日をウォーキングの日とし、各地区公民館と連携して、地域巡回でウォーキング大会を実施。平均72名（12月分まで）と多くの参加者がある。 出前講座メニューの中にウォーキングを入れ、老人会や各種団体の要請に応じて、ウォーキング指導を実施した。 また、ウォーキングを継続するために、万歩計・ウォーキングマップ等の活用についても紹介し、楽しみながら継続できるよう支援している。 おおなん元気ネットに歩数ランキングが出ることや、自分の歩数を入力することで、自分の状況を確認することができ、励みにつながっている人も多い。
元気館における環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> どの地域の人でも元気館に通いやすくするため、交通アクセスの改善に向けた検討、必要によっては送迎の検討をします。 元気館で実施している教室の種類や内容を充実・検討し、魅力ある教室運営・施設づくりに努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> バスの接続の悪い石見地域については、毎週火曜日の午後、元気館送迎便を作り、通いやすい体制づくりを行っている。（羽須美地域の方についてはバスを利用して元気館に通うことが可能なため送迎は行っていない） この送迎便を利用して元気館へ通うことで、利用者の運動習慣の継続につながっている。 今年度、トレーニング室のバイクとトレッドミルを増やし、待ち時間の改善を図った。 ストレッチタイムや腹筋タイムを設け、利用者が魅力を感じるような施設運営に努めている。

③ 運動習慣化への支援

生活改善への支援	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病は、運動だけでなく食事・生活・環境等色々な面からの働きかけや正しい知識の啓発が必要となるため、医師・保健師・栄養士・健康運動指導士等の専門職が連携をとり、生活改善への支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防を目的とした、特定保健指導・健康セミナー・けんこう倶楽部は、保健師・栄養士・健康運動指導士が連携をとり、健康教育・運動実技指導・個別相談等、健康意識の向上を図っている。 おおなん元気ネット事業により、各専門職（保健師・栄養士・歯科衛生士）の把握している健康情報、元気館の運動情報が一元化でき、住民自ら健康づくりに活用できる情報として提供できるようになり、住民が主体的に健康づくりができるようになった。同時にカルテのペーパーレス化が図れ、各専門職が指導した内容の共有化を図ることができ、より効果的な指導が行えるようになった。
効果的な運動指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に体力や筋力・生活状況などの評価を行い、それに基づいて運動内容を再検討し、より効果的な運動指導を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習課や体育指導員と連携し、年1回各地域で体力測定会を実施。各自の体力や筋力を客観的に評価し、それを個人に返すことで、自分の状況把握や今後気をつけなくてはならないことが意識できるような働きかけを行っている。 おおなん元気ネットに体力測定の結果を載せることで、自分の体力の経年変化が随時確認できるようになった。
スタッフの質の向上・地域リーダーの育成	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防事業をより推進していくためにスタッフの質の向上・地域リーダーの育成に努めます。 地域運動教室、ウォーキング等が町民により自主的に行われるよう、サポートリーダーの育成・活動支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 元気館スタッフ会等で勉強会を行い、指導内容の充実を図るよう努めている。 今年度は1回、健康サポートリーダー養成講座を開催。また、健康セミナーの中に、健康サポートリーダー養成講座の内容を組み込み、若いリーダーを増やすよう努めた。すでにリーダーとなっている方に対しては、各地域において定期的に研修会を実施し、実際の現場で生かせる実技指導をしたほか、活動をする上での悩みや問題点を把握したため、今後はより活動がしやすいような支援を行ってきたい。 活動に結びついていない健康サポートリーダーもおられるので、自分の協力できる形で健康づくりに参画していただけるよう調整したい。

④運動の推進体制づくり

関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> より効果的に活動を展開するため、保育所(園)・学校・教育委員会等と連携を取り、ライフサイクルに応じた取り組みを進めます。 各自治会と連携し、健康づくり活動を組み入れ、地域をあげて運動をする気運を高めます。 現在提供しているサービスだけにとどまらず、その時の状況に一番適したサービスを提供できる体制をつくるため、保健・医療・福祉の連携を強化していきます。 効果的に事業を展開していくため、運動推進計画(短期・中期・長期目標と推進体制の計画づくり)を関係機関と連携を取りながら策定します。 	<ul style="list-style-type: none"> 今年度は、これまで関わりの少なかった、成人に対する取り組みを重点的に行っている。高齢者に対しても継続して関わっているが、子どもや青年期に対する働きかけの場がもてていない。学校・保育所・職域との連携も図ってきたい。 地域運動教室は自治会の協力を得ながら継続しているが、主体的な関わりではないので、より積極的に関与していただけるよう働きかけていきたい。 健康づくりアンケート調査の結果、地域での運動の場を増やして欲しい・運動の情報提供をしてほしいという要望が多かったので、出前講座等を利用して、地域をあげて健康づくりに取り組む気運づくりを行ってきたい。 必要な方に対して、より効果的なサービスが提供できるよう、各機関と検討会を行い、連携を強化していきたい。 計画づくりに関しては今後検討していく。
----------	---	--

(3)心の健康づくりの推進

①心の健康づくりの推進

項目	内容	H24年度の実施状況・評価
心の健康づくりの意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> 自分自身の生活の中にストレス解消法を取り入れるなど、心と体のバランスがうまくとれるよう意識啓発・支援を行います。 関係機関と連携をとり健康増進・趣味活動・公民館活動等、生きがい対策の場を増やし、参加を呼びかけます。 	<ul style="list-style-type: none"> 若い年代に目につく啓発として、健康長寿おおなん推進会議の活動として、邑智病院祭りに参加。クイズや体操なども取り入れ楽しく意識啓発を行った。目にとまる啓発を工夫して取り組んでいきたい。 地域運動教室や認知症予防教室など現在ある教室が継続して実施できるよう支援を行っている。また地域へ出かけた時は、いろいろな場を紹介し、教室等への参加を促している。
うつ予防・自殺予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> うつに対する正しい知識をもち、早期発見・早期治療へつなげるよう相談窓口を明確にします。 専門家による心の相談・カウンセリング、訪問を定期的に行います。個別支援を行い、重症化を予防します。 個人や家族のなど周囲の理解を得るための支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 今年度もキャンペーンや邑智病院祭りなどの機会を利用し、相談窓口の周知を行った。ケーブルテレビでこころの健康標語と併せて相談窓口のCMを流したり、ステッカーを医療機関のトイレに貼って啓発した。ステッカー掲示の拡大を図ってきたい。 こころの健康相談を各地域で計7回、おかげの相談を元気館で年3回実施し、必要に応じて関係機関を紹介するなど、早期対応・重症化予防に努めた。ハイリスク者として台帳を整理し、フォローを継続して行っていく。 相談相手としては家族や友人をあげる人が多く、家族や友人の変化に気づき、正しい対応が出来るように啓発している。

②地域における支援体制の推進

心の健康に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な知識の普及のため、講演会や町広報紙による啓発を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 出前講座の実施やケーブルテレビ・広報等での啓発を行った。また、けんこう倶楽部で健康教室の内容に心の健康づくりも取り入れて実施した。
地域で情報把握ができる体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員等との連携を図り、早い段階での情報把握と対策を進めるため、体制整備を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> こころの健康についての知識を持った方を増やす目的で、引き続きゲートキーパー研修会を行った。1クール2回の3会場で実施し、参加者は延135人。 気になるケースについて、早期に情報共有が図れ支援出来るよう民生委員・相談支援専門員に現状や課題を説明し、より連携が取れるよう働きかけている。
当事者会や家族会等の仲間づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援事業や地域活動センターの充実と利用の促進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援事業所と連携を図りながら、個別に推進している。

③職場における環境整備

職場における啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> 事業主や従業員への一般的な知識の普及のため、産業保健と連携を取りながら講演会などを実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所に対して、こころの健康づくりの出前講座を呼び掛けたが、今年度は希望なし。自殺予防キャンペーンを事業所1か所で行った。今後は県保健所と役割分担しながら実施して行きたい。
相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 職場の相談窓口を明確にするよう働きかけます。 	<ul style="list-style-type: none"> まずは、役員等相談窓口の周知を行っている。県等が実施していることも含め、情報提供を行い活用を促す取り組みをしていく。
職場環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 相談や治療が必要な場合は、その確保ができるように職場環境を整備するよう働きかけます。 	<ul style="list-style-type: none"> 職域の現状を知ったり、職場内で、相談や治療の必要な方に対して、周囲の職員が見守りできるような体制づくりを検討していく。足がかりとして自殺対策検討評価委員会に商工会にも参加依頼をした。今後職域と検討できる場を検討していきたい。

④専門的相談窓口の明確化

専門相談の開催	<ul style="list-style-type: none"> 精神科医や臨床心理士による相談の開催と充実を図るとともに、周知を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報や無線での周知に加え、医療機関や民生児童委員など関係機関にチラシを配布し、必要な方への紹介を依頼した。また、認知症やアルコール問題など対象者を明確にしたことで、認知症の相談が増加した。引き続き必要な人が利用できるよう啓発していく必要がある。
行政の窓口の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 担当課を明確にし、担当職員の配置と研修を行います。 相談支援事業者や地域活動センターの役割の明確化と内容の周知を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 今年度はケーブルテレビでこころの健康標語と併せて、相談窓口の啓発を行った。引き続き取り組んでいく。また、窓口業務等日ごろの仕事の中で、気づき、つなげる意識を持ってもらうよう、役員職員対象にもゲートキーパー研修会を実施した。 定期的に相談支援部会で相談支援事業者と情報共有を行い、役割分担をしながら支援を行っている。周知については連携しながら継続して行っていく必要がある。

(4) たばこ・アルコールに関する意識啓発の推進

① 地域・学校・職場等における意識啓発と環境整備

項目	内容	H24年度の実施状況・評価
正しい知識の普及・啓発	・たばこ・アルコールと健康について正しい知識を普及するため、講演会、広報活動、情報発信を行います。	・禁煙週間にあわせケーブルTVで啓発を行なった。 ・肺がん予防講演会を開催し、内容をケーブルTVで放送し、情報提供を行なった。
学校教育との連携	・未成年者の喫煙、飲酒を予防するために、学校教育と連携して、早期に正しい知識を教育する取り組みを進めます。	・健康長寿おおなん推進会議の活動として、羽須美中学校でキャンペーン、矢上高校はばたき講座においてたばこ、アルコールなどについて啓発を行った。 ・各小中学校で学習指導要領に基づいて実施。
職場での環境整備の推進	・壮年期の喫煙予防対策として職場との連携を深め、推進体制として産業保健連絡会を行います。	・商工会、進出企業会等との連携について今後第2次健康増進計画の中で具体的に検討する。
地域あげての禁煙対策の推進	・公共施設、集会施設、商業施設における禁煙、分煙を地域ぐるみで進めます。 ・受動喫煙から非喫煙者を保護する環境づくりを家庭・地域で進めます。	・健康長寿おおなん推進会議の中で検討。 ・健康長寿おおなん推進会議の取り組みとして、新しい分煙表示を作成。ケーブルTV等でPR。今後掲示を増やしていく予定。

② 禁煙・適正飲酒への支援

禁煙サポート事業の推進	・禁煙したい人への健康相談・健康教育等、個別禁煙サポート支援事業を行います。	・第2次健康増進計画の中で検討。
禁煙相談窓口の設置	・禁煙外来医療機関の紹介や情報提供を行うとともに、禁煙したい人の個別の相談に対応する窓口を設置し、各種の相談に応じます。	・ケーブルテレビで禁煙外来医療機関の紹介、情報提供を行なった。 ・胸部CT検査にあわせ喫煙者へ情報提供を行なった。
酒害相談窓口の設置	・アルコール依存症で悩んでいる人や家族などを対象とした酒害相談の窓口を設置し、早期に相談に応じます。	・断酒会の会長と必要に応じて連絡を取り合い、個別支援の必要な人の訪問をしたり、専門医療機関や断酒会の紹介を行っている。
断酒会等の自主グループへの支援	・断酒会を継続するため、断酒会活動の紹介と支援を行います。	・断酒会の会長と必要に応じて連絡を取り合い、個別支援の必要な人の訪問をしたり、断酒会の紹介を行っている。

(5) 歯の健康づくりの推進

① 8020運動の推進

項目	内容	H24年度の実施状況・評価
正しい知識と意識啓発	・歯は痛くならないとなかなか治療に結びつかず、早期の治療が残存歯本数に大きく関係することから、ライフサイクルに沿った歯科保健に対する意識啓発を行い、80歳で20本の自分の歯で噛めるよう意識を高めます。	・妊婦期から高齢期に対して事業展開を行った。昨年同様に妊婦歯科検診の受診勧奨、特定健診での歯科調査や歯科相談、特定保健指導で、咀嚼を切り口にしたアプローチを行った。また、地域運動教室や出前講座やばたき講座で歯科講話を行った。 ・今年度から、壮年期を対象に健康セミナーを行い歯周病予防の啓発、ケーブルテレビで毎月の健口体操、歯の衛生週間に合わせて歯科予防について放送を行った。
乳幼児・学校・地域一体となった活動の推進	・小中学校のフッ素洗口事業を通して、保護者や地域に対して歯科保健に対する意識を高めます。 ・フッ化物の効果に関する知識と利用を普及します。 ・歯科保健対策検討会で関係機関と連携を図り、歯科保健の調整・検討をします。 ・邑南町の歯を守る運動として、関係機関と連携を図り歯科予防推進計画を立案し展開します。	・保育所の歯科教室、小学校での教室や、保護者対象の教室を行い、地域・保護者へ情報提供を行った。今後も継続して地域・保護者へ働きかけていきたい。 ・健診時や子育て支援センターへの出前講座や、保育所歯科教室、小中学校教室にて、フッ化物の効果を入れた内容で歯科指導を行った。 ・年1回検討会を開催。町の課題を検討している。 ・第2次健康増進計画の中で検討。

② 歯周疾患対策の推進

成人歯科対策の推進	・壮年期から歯周疾患に罹患する人が急増します。この時期の人の口腔衛生に対する意識を高めるため、働き盛りの人たちのいる職場との連携を深め、啓発を推進します。 ・事業所健診に歯科検診をセットしていくよう産業保健分野に働きかけます。 ・早期発見、早期治療のため、壮年期からの定期検診を受ける習慣をつけるよう正しい知識を普及します。	・特定健診での歯科相談や特定保健指導、けんこう倶楽部や地域運動教室、献血事業の場やケーブルテレビ、広報を活用し歯周疾患予防等の啓発を行った。特定保健指導では、咀嚼マニュアルを活用した指導の関わりを6ヶ月の中で3回行ない、咀嚼を切り口としたアプローチを行った。 ・今年度より、壮年期を対象に健康セミナーを行い、より早期の成人期への関わりを行った。 ・壮年期の方を対象にした健康セミナーの中でむし歯や歯周病予防の啓発を行い、定期検診の必要性と啓発を行った。
-----------	--	--

③ 高齢者歯科保健の推進

正しい口腔ケアの普及	・高齢になっても残存歯及び義歯の正しいケアができるよう指導します。 ・噛むことの大切さと食べることの必要性について啓発します。	・認知症予防教室やささえあいミニデイへの出前講座を行ない、口腔ケアの大切さや方法、健口体操の実技指導を行った。健口体操は、毎月の健口体操をケーブルテレビ放送を行った。
------------	--	---

(6) 生活習慣病予防の推進

① 自主的な健康増進と疾病予防の推進

項目	内容	H24年度の実施状況・評価
正しい生活習慣の促進	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙・食生活・運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響（がん・メタボリックシンドローム等）に関する啓発・知識の普及を図り、予防の重要性に対する理解を深めます。 	<ul style="list-style-type: none"> けんこう倶楽部を毎月各地域で開催。健康チェック・各専門職によるミニ健康講座・運動実技・個別相談を実施。単なる意識啓発だけでなく生活改善を目指した教室として実施。秋からは、健診で高血糖だった方に個別通知を行い、糖尿病についてのシリーズを開催。案内を受け取った新規の参加もあった。 出前講座の要請にも対応。各種団体や組織からの要望に応じて、各専門職が予防についての健康教育を実施。 ケーブルテレビを活用し、生活習慣病に関する意識啓発を実施。 町広報誌に随時、生活習慣病予防の記事を掲載。
	<ul style="list-style-type: none"> 町民の生活の質の向上を通して、将来の医療費の伸びの抑制を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防に関する啓発・健康教育を実施 健康長寿おおなん推進会議等、関係機関と検討し、学習の場を増やし、関心が高まるように取り組んでいる。
自主的な健康づくり活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> 地域・職場・行政等が行う健康づくり活動への参加を促します。 	<ul style="list-style-type: none"> 健康長寿おおなん推進会議の中で、邑南町の健康課題をもとに、地域・職場・各種団体が自主的な取組を行っていただくよう働きかけを行っている。
	<ul style="list-style-type: none"> 自主的な健康づくりグループの活動を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域運動教室・認知症予防教室との自主開催の教室に対して、情報提供や人的支援を行い、活動が継続できるよう支援している。

② 保健事業の推進

<ul style="list-style-type: none"> 早期発見、早期治療の体制整備 健康診査 人間ドック 	<ul style="list-style-type: none"> ※「高齢者の医療の確保に関する法律」施行に伴い、他の保険者と連携を図りながら「特定健康診査等実施計画」を策定し、効果的・効率的な各種健診となるよう内容の見直しと場の確保、ハイリスク者の早期把握と支援体制を整備します。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定健診9日間と人間ドックで合計1,190人受診。特定保健指導当者は、動機づけ支援が92人、積極的支援が41人という状況。（25年1月25日現在） 受診者を増やすため、人間ドック・集団健診・個別健診・情報提供と、4段階方式での勧奨を実施している。また、今年度はJAの協力もいただき、対象者への受診勧奨を実施した。
<ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査・事後指導サービス体制づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 健診の結果、高血圧・高血糖・肥満・高コレステロールなど、メタボリックシンドロームの要因を複数有している人を対象に、生活習慣改善に必要な知識・技術を身につけ健康的な生活習慣を獲得できるよう支援体制を充実します。 	<ul style="list-style-type: none"> 健診終了後、概ね1か月半後に、健診結果報告会を各公民館単位で実施。報告会における参加率は、情報提供レベルの方が59.8%、特定保健指導対象の方が69.8%と年々減少している。 特定保健指導対象者の方については、訪問を行い結果説明・状況把握・生活改善に向けた保健指導を行っている。 集団の教室を希望される方に対して、6回シリーズの教室を実施。勤務のある方も参加しやすいよう、昼の部と夜の部を設け、参加機会の拡大を図っている。
<ul style="list-style-type: none"> 健康相談・健康教室・訪問の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 町民が個人・家族・地域ぐるみで健康づくりに積極的に取り組めるような情報提供・相談窓口・訪問活動を充実します。 	<ul style="list-style-type: none"> 高血糖の方には、けんこう倶楽部に個別案内を行い、糖尿病に関する意識啓発を行うとともに、予防のための生活改善の方法を指導している。 糖尿病対策を強化するため、血糖高値の方の状況把握を行っている。また、この結果を分析し、予防に活かしていきたい。
<ul style="list-style-type: none"> 継続的した評価体制づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 効果的な事業が行われているか関係機関と連携を取りながら、効果・継続性・波及効果・経済性等一定の評価を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業毎にPDCAサイクルのチェックをし、計画に基づく関係会議で評価と計画の見直しを検討している。

③ がん対策の推進

<ul style="list-style-type: none"> がんの予防と早期発見の推進 	<ul style="list-style-type: none"> がん予防に関する正しい知識の普及を行い、がん死亡・罹患者数の減少、受診勧奨、受診率の向上、要精密検査者受診率の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の集団検診では胃がん検診963人、大腸がん1,901人、子宮がん262人、乳がん355人、肺がんは2,887人の受診があった。事業所へのがん検診についての啓発、3年未受診者への受診勧奨、がん検診推進事業による無料クーポン券の配布など受診者数増加に力をいれた。 受診しやすい検診体制として、北広島健診センターで乳がん検診を開始した。 精密検査についても受診勧奨通知を行い、100%受診を目指している。 「がん対策推進計画」を見直し、今後の対策について検討した。
<ul style="list-style-type: none"> 患者会の活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> 疾病による身体的な苦痛や精神的社会的な不安軽減のため、がん情報サロンの活動を関係機関と連携しながら側面的に支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 会員は約20人、健康センター元気館を拠点にがん患者支援としてがんサロンを月1回開催し、集いの場として開催している。

④ 地域・団体・学校・企業が行う健康づくり活動の推進

<ul style="list-style-type: none"> 健康づくりに関わる人材・団体の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 町民が気軽に健康づくりができるよう保健・医療、福祉分野をはじめ関係各課と連携を図り、全町的な健康づくり活動・環境整備を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 健康サポートリーダー養成講座を1回開催。また、若いリーダーを養成するため、健康セミナー（3クール）の講義の中に健康サポートリーダー養成講座の内容を組み込み、計画的に養成を行った。
<ul style="list-style-type: none"> 家庭・地域・学校・事業所等が連携した健康づくり活動に関する意識啓発、健康教育等の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の発達段階に応じて心身の健康づくりに関する適切な実践や指導が行えるよう専門家との連携を強化します。 	<ul style="list-style-type: none"> 年1回歯科保健検討会を開催。そこで歯科医師、学校、保育所等の関係機関が健康課題を共有し取り組みを検討しながら連携して子どもや保護者へ健康教育・啓発活動を行っている。
	<ul style="list-style-type: none"> 町内事業所等との連携を図り、生活習慣病の予防・早期発見・早期治療などに関する具体的な取り組みを促します。 	<ul style="list-style-type: none"> 商工会・進出企業会と連携し、職場における健康づくりの必要性について協議し、出前講座の企画をしてもらう等具体的な取り組みについて協力をお願いしている。 国保の方で事業所検診を受けた方の情報提供を依頼し、特定保健指導対象者には生活改善に向けた指導を行っている。
<ul style="list-style-type: none"> 職域保健の推進（定期的健康診断と適切事後指導対策・健康教育・健康相談） 	<ul style="list-style-type: none"> 壮年期の健康指標（がん死亡者・糖尿病有病者・脳卒中発症者等）を改善するため、産業保健関係機関との関係を強化し、健康づくり活動を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 定期健康診断に合わせ、がん検診を実施する事業所が増えるよう商工会と連携して取り組みを検討した。また、11月にチラシを配布し、事業所健診を受けている国保被保険者の健診結果を把握できるよう体制づくりの協力をお願いした。

⑤安心と信頼の医療体制の推進

国民健康保険財政、老人医療費の適正化の総合的な推進	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険保健事業に積極的に取り組み、総医療費が高額となっている疾病予防に努め、医療費の伸び率を抑える取り組みを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 今年度をもって、第1期の特定健康診査等実施計画が終了するので、第1期計画の評価・反省・邑南町の健康課題・医療費統計等を含めた、第2期計画を策定。この計画は、町民のQOL向上と医療費適正化を目指し、生活習慣病を予防するための取組みを中心にまとめた。今後は、この計画に基づき、生活習慣病予防の取組みを推進していきたい。
受診体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 町内バス運行体制を見直し、安心して医療を受けられる体制整備を進めます。 緊急時に安心して受けられる医療体制と輸送体制の整備を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 邑南町は、現在スクールバス10台と町営バス6台で通院や買い物等に欠かせない生活路線を確保している。現在、町の中心部を走る「邑南川本線」を軸にした地域内交通の整備を図っている。今後さらに地域事情に即した交通体系の見直しを行い、将来にわたり持続可能な交通体系を目指す。 今年度も、邑智病院の救急告示病院の継続、防災ヘリコプターの活用を進めます。
主治医との連絡体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 健診結果について、主治医と連携を密にし、個人の生活改善に結びつけられるよう支援していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 診療情報提供書を活用し、保健・医療が連携を取った取組を勧めるため、町内各医療機関を回り、情報提供のお願いをしたところ、提供書の数が増加している。保健課の実施した指導を医療機関に返し、それ以降も連携を図りながら、対象者の方をフォローしていく体制づくりを行いたい。
各種医療費助成制度の円滑な運用	<ul style="list-style-type: none"> 各種医療費助成制度の円滑な運用と住民サービスに努めます。（詳細は障害福祉計画、次世代育成支援行動計画に掲載） 	<ul style="list-style-type: none"> 広報、チラシ、各種教室等で制度利用について情報提供し、円滑な運用に努めている。 平成23年度から実施している0歳児から中学校卒業まで子ども医療費助成制度を継続実施した。

(7) 生涯現役の推進

①生きがいづくりの推進

項目	内容	H24年度の実施状況・評価
若い時からの生き方を考える場づくり・地域の中で生きがいの持てる場づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 高齢期をいきいきと過ごし、生涯現役で過ごしていくためには、若い時期、特に壮年期の生き方が重要となります。若い時から積極的に保健事業、その他の生涯学習の場に参加し、高齢期をどう迎えるのかを考える気運づくりを行います。 関係機関と連携を取りながら、環境整備を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防計画に沿って介護予防に取り組む気運づくりに取り組んだ。健康診断や体力測定会の場で、若い年齢層に対して運動をきっかけとした啓発を行った。出前講座や健康教室での啓発は主に高齢期を迎えている方がほとんどであった。昨年度実施したイベントでは若い世代の地域への参加が少ないことがわかったおり、若い世代へどのようにして情報発信していくか検討し、継続した啓発を行ってきたい。 介護予防計画庁内連絡調整会議の場で、各関係機関の取組みについて情報共有を行った。今後は関係機関が同じ視点で活動を推進していくためにより連携を深めていきたい。

②認知症に対する知識の普及

認知症予防講演会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 「認知症は防げる・治せる」をテーマに全町を対象に講演会を開催し、早期発見・早期治療の重要性を周知します。 	<ul style="list-style-type: none"> 各地域1会場づつ島根大学から講師を依頼し認知症予防講演会を開催した。地域で自主活動を行っている団体や健康サポーターに対して参加の声を依頼し、多数の参加があった（400名）。より多くの方へ広く啓発を行うことで早期発見・治療へつなげていきたい。
集落健康教室・出前講座等を通じた知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる場を通して「認知症は防げる・治せる」ことを広く町民に周知します。 	<ul style="list-style-type: none"> 今年度は地域運動教室の場で認知症予防のミニ講座を行った。認知症を防ぐには日頃の生活習慣が大きく影響すること、早期発見・早期治療の重要性等について話した。認知症に関心が薄かった方へも良い機会となった。
啓発パンフレットの作成	<ul style="list-style-type: none"> 認知症啓発活動の一つとして、本町の現状などを掲載した啓発パンフレットを作成します。 	<ul style="list-style-type: none"> 今年度認知症予防のパンフレットを作成し集落での出前講座や健康教室などで活用した。邑南町の現状や身近な相談機関なども掲載し、住民の方が活用しやすいよう工夫した。今後もこのパンフレットを用い広く啓発を行ってきたい。
相談窓口の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターと連絡を取り、相談窓口の明確化、専門医療機関の周知を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて地域包括支援センターと連携し個別対応している。パンフレットを用い相談窓口や専門機関の周知を行った。
認知症予防教室の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> 認知症予防教室を開催し、自主グループの立ち上げ・活動を支援し、育成します。 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症予防教室が10か所自主活動されており計画立案や出前講座による支援を行っている。教室毎に内容を工夫し特色ある活動をされているが、高齢者等から参加者が減少傾向の教室もあることから支援の方法やPRについて関係スタッフと検討していきたい。

③認知症の早期発見と個別支援

認知症の早期発見・生活改善への支援	<ul style="list-style-type: none"> 認知症予防教室や個別訪問等により、二段階方式による脳機能判定スケールを実施し、改善に向けた個別支援を行います。 民生委員・社会福祉協議会等と連携を密にし、気になる人の情報収集と早期対応に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 今年度は島根大学の協力を得て認知症予防教室でiPadによる認知機能検査を実施した。検査に合わせて認知症予防のミニ講座と個別相談を行った。保健師の継続フォローが必要な方はいなかったが生活状況をじっくり聴くことが出来、生活習慣の改善等相談を受けることが出来た。 気になる人の情報は、必要時関係機関と連絡を取り対応している。
-------------------	---	--

④閉じこもり・うつ傾向の人への支援

知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> 閉じこもり・うつに対する正しい知識を普及します。 うつは認知症を発症させ、重症になると自殺を誘発させることもあるなど、早期対応の重要性を周知していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 出前講座の場でうつをはじめ心の健康づくりについて啓発を行った。役場、各公民館にパンフレットを設置しているが、より目に留まりやすい情報発信の方法を検討したい。昨年度行ったイベントではうつ状態にある人への対応方法を知っている人が半数以下であったことから、今後も継続して啓発をしていきたい。
家庭訪問	<ul style="list-style-type: none"> 閉じこもり・うつ傾向の人への家庭訪問を行い、各関係機関と連携を取りながら支援していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 各関係機関からの情報を受けハリスケルへ家庭訪問を行っている。また昨年と同様特定健診時実施した情動検査と、基本チェックリストからのハリスケル者（前期高齢者）へ在宅保健師による訪問を行い状況把握を行った。